

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年 1 月23日
【計算期間】	第23期(自 平成19年10月25日 至 平成20年10月24日)
【ファンド名】	MHAM株式インデックスファンド225
【発行者名】	みずほ投信投資顧問株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 田中 慎一郎
【本店の所在の場所】	東京都港区三田三丁目 5 番27号
【事務連絡者氏名】	商品開発部長 三 木 谷 正 直
【連絡場所】	東京都港区三田三丁目 5 番27号
【電話番号】	03-5232-7700
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1 【ファンドの状況】

1 【ファンドの性格】

(1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

- ① 主としてMHAM株式インデックス225マザーファンド受益証券への投資を通じ、わが国の株式に投資を行い、信託財産の長期的な成長に重点を置き、積極的な運用を行います。
- ② 1兆円を上限に信託金を追加することができます。なお、信託金の上限については、受託会社と合意のうえ変更することができます。
- ③ 社団法人投資信託協会が定める分類方法において、以下のように分類・区分されます。

<商品分類>

・商品分類一覧表 （注）当ファンドが該当する商品分類に●を付しています。

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉となる資産)	補足区分
単位型投信 ●追加型投信	●国内 海外 内外	●株式 債券 不動産投信 その他資産 資産複合	●インデックス型 特殊型

・商品分類定義

該当分類	分類の定義
追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
国内	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
株式	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
インデックス型	目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。

<属性区分>

・属性区分一覧表 （注）当ファンドが該当する属性区分に●を付しています。

投資対象資産 (実際の組入資産)	決算頻度	投資対象地域	投資形態
---------------------	------	--------	------

株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 不動産投信 ●その他資産※ （投資信託証券） 資産複合	●年1回	グローバル ●日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東（中東） エマージング	●ファミリーファンド ファンド・オブ・ファンズ
	年2回		
	年4回		
	年6回（隔月）		対象インデックス
	年12回（毎月）		
	日々		●日経225 TOPIX その他
	その他		

※ 当ファンドが投資信託証券への投資を通じて実質的な投資対象とする資産は、「株式・一般」です。

・属性区分定義

該当区分	区分の定義
その他資産 （投資信託証券）	目論見書又は投資信託約款において、主として「株式」、「債券」及び「不動産投信」以外の資産に投資する旨の記載があるものをいい、括弧内の記載はその該当資産を表す。
株式・一般	目論見書又は投資信託約款において、主として株式に投資する旨の記載があるもので、大型株、中小型株属性にあてはまらないものの全てをいう。 ※当ファンドは、主としてマザーファンド受益証券（投資信託証券）を通じて、株式へ投資を行います。
年1回	目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
日本	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
ファミリーファンド	目論見書又は投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいう。
日経225	目論見書又は投資信託約款において、日経225（日経平均株価）に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。

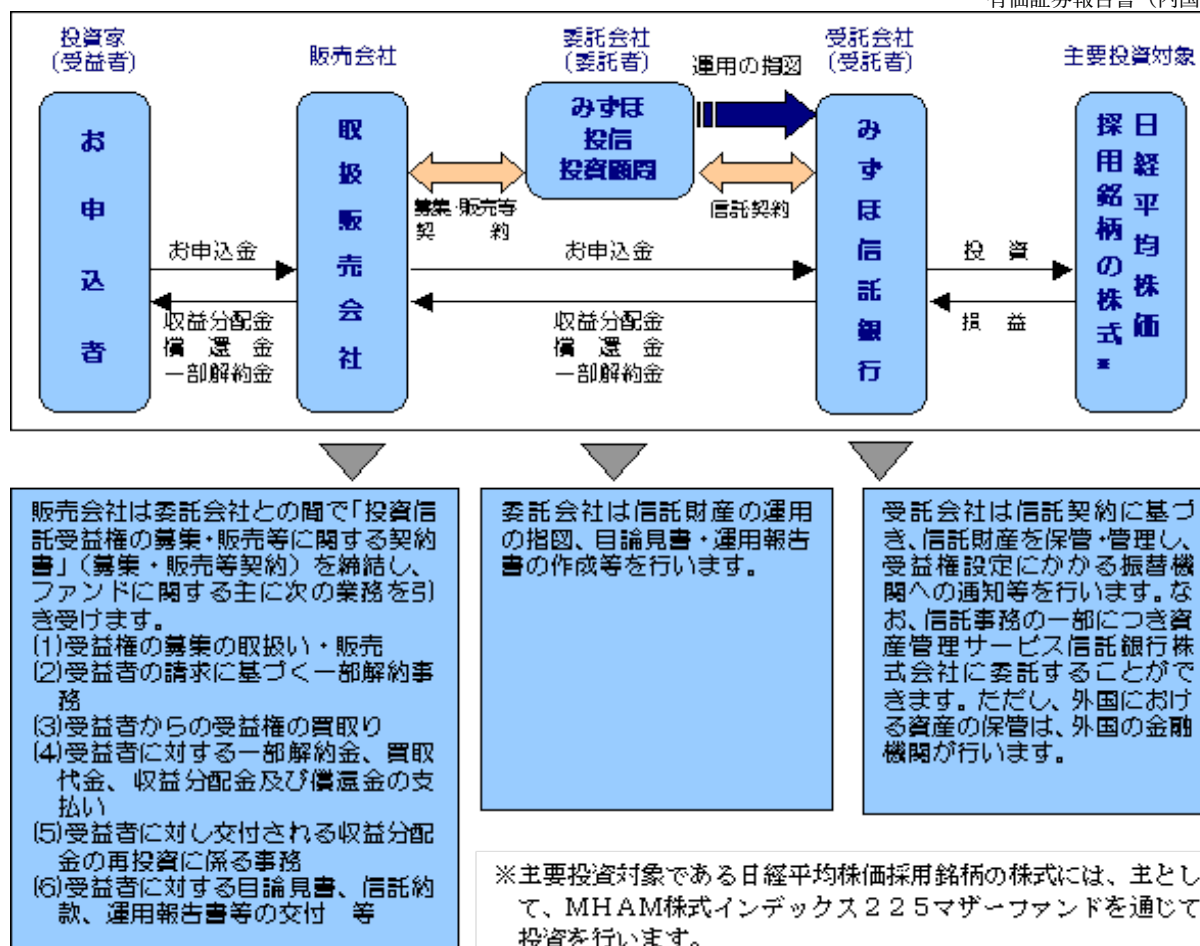
（注1）商品分類および属性区分は、委託会社が目論見書または約款の記載内容等に基づいて分類しています。

（注2）当ファンドが該当しない商品分類および属性区分の定義につきましては、社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）でご覧いただけます。

（注3）当ファンドはマザーファンド受益証券（投資信託証券）への投資を通じて、株式を主要投資対象とします。したがって、「商品分類」における投資対象資産と、「属性区分」における投資対象資産の分類・区分は異なります。

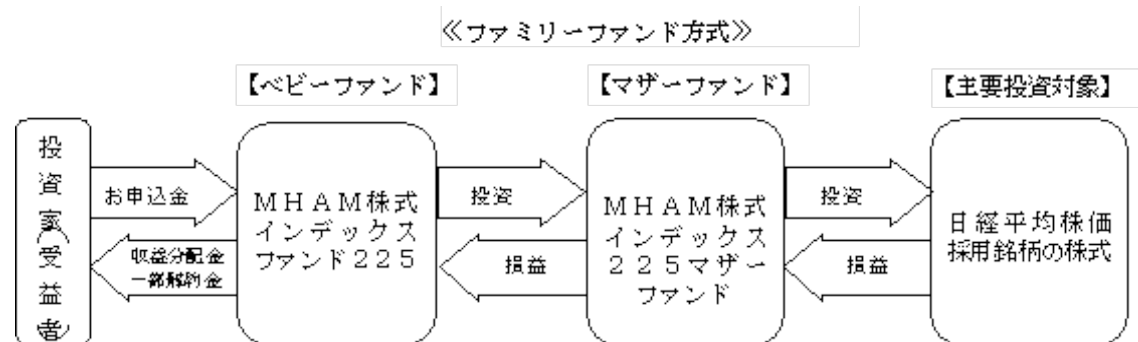
(2) 【ファンドの仕組み】

① 当ファンドの運営の仕組み



② ファミリーファンド方式の仕組み

当ファンドは「MHAM株式インデックス225マザーファンド」をマザーファンドとするファミリーファンド方式で運用を行います。



※ ファミリーファンド方式とは、投資家の皆様からお預かりした資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資することにより、その実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。

※ マザーファンドのほかに、株式等に直接投資する場合があります。

③ 委託会社の概況

1. 資本金の額 20億4,560万円(平成20年12月31日現在)

2. 会社の沿革

昭和39年5月26日	「朝日証券投資信託委託株式会社」設立
平成9年10月1日	「株式会社第一勸業投資顧問」 「勸角投資顧問株式会社」と合併し、 「第一勸業朝日投信投資顧問株式会社」に商号変更
平成11年7月1日	「第一勸業アセットマネジメント株式会社」に商号変更
平成19年7月1日	「富士投信投資顧問株式会社」と合併し、「みずほ投信投資顧問株式会 社」に商号変更

3. 大株主の状況(平成20年12月31日現在)

名称	住所	所有株式数	比率
株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区丸の内二丁目5番1号	1,038,408株	98.7%
ロード・アベット・アンド・カンパニー エルエルシー	米国ニュージャージー州ジャージーシ ティー市ハドソン通り90番地	13,662株	1.3%

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

① 基本方針

この投資信託は、信託財産の長期的な成長に重点を置き、積極的な運用を行います。

② 運用方法

1. 主要投資対象

MHAM株式インデックス225マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

2. 投資態度

投資成果を日経平均株価(225種・東証)の動きに連動させるため、次のポートフォリオ管理を行います。

- a. 主としてMHAM株式インデックス225マザーファンド受益証券に投資を行います。
- b. 投資にあたっては、主としてMHAM株式インデックス225マザーファンド受益証券への投資を通じ、以下の方針に基づき運用を行います。
 - i. わが国の金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所をいいます。）に上場されている株式のうち総合的な市場動向を反映する日経平均株価(225種・東証)に採用された銘柄の中から200ないし225銘柄に原則として等株数投資を行います。なお、選定銘柄は、原則として変更しませんが、一定時期に見直すことがあります。
 - ii. 株式の組入比率は、高位を保ちます。
- c. MHAM株式インデックス225マザーファンド受益証券への投資比率は、高位を保ちます。
- d. 非株式(株式以外の資産)への実質投資割合[※]は、原則として信託財産総額の50%以下とします。

※ 「実質投資割合」とは、投資対象である当該資産につき、当ファンドの信託財産に属する当該資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該資産のうち当ファンドの信託財産に属するとみなした額との合計額の当ファンドの信託財産総額に対する割合をいいます。(以下同じ。)
- e. 有価証券等の価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場におけるわが国の有価証券指数等先物取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引(以下「有価証券先物取引等」といいます。)を行うことができます。

◆ 日経平均株価とは

日経平均株価は、東京証券取引所第一部上場銘柄のうち、流動性・業種セクターのバランスを考慮して選択

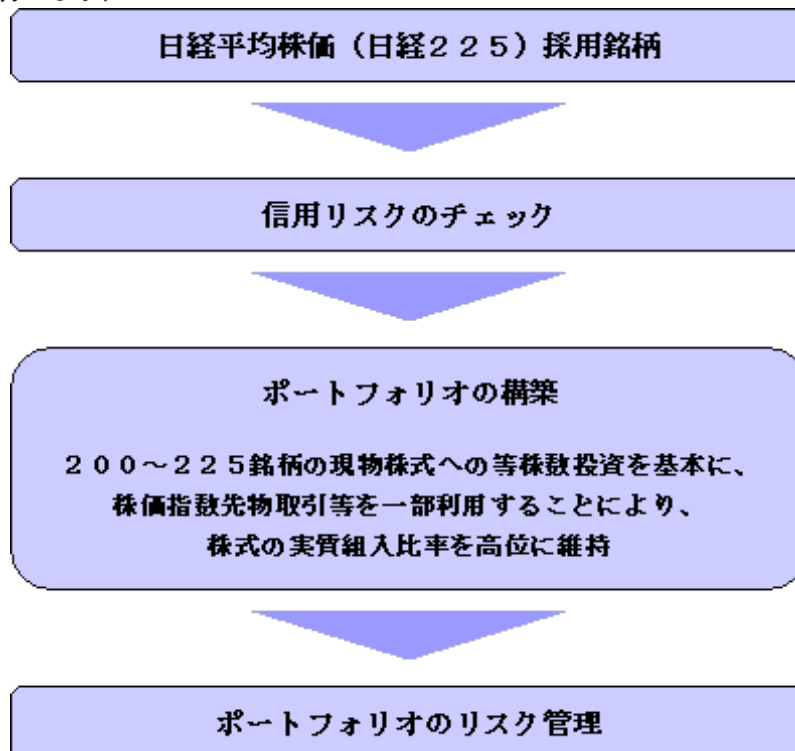
された225銘柄の平均株価です。

日経平均株価は、市況変動以外の要因(採用銘柄の入れ替えや採用銘柄の株式分割など)を除去して指数値の連続性を保っており、わが国の株式市場動向を継続的に捉える指標として広く利用されています。

日経平均株価に関する著作権、知的財産権、その他一切の権利は日本経済新聞社に帰属します。日本経済新聞社は、日経平均株価の内容を変える権利および公表を停止する権利を有しています。当ファンドを日本経済新聞社が保証するものではありません。

③ ファンドの投資プロセス

当ファンドは、主としてMHAM株式インデックス225マザーファンド受益証券への投資を通じ、以下のプロセスにより株式への運用を行います。



1. 日経平均株価に対する連動性を勘案しつつ、委託会社独自のクレジット・リスク・モデル※などを活用して、日経平均株価採用銘柄のうち信用リスクが高いと判断される銘柄を投資対象から除外する場合があります。
※ 当モデルは、財務データ等に基づく倒産リスク分析を主体とし、企業規模要因などを加味した上で、信用リスクを測定するモデルです。
2. 日経平均株価採用銘柄のうち200～225銘柄に対して、原則として等株数投資を行います。こうした現物株式への等株数投資を基本に、株価指数先物取引等を一部利用することで、株式の実質組入比率(現物株式+株価指数先物取引等)を高位に維持し、日経平均株価との連動性の確保に努めます。
3. 日経平均株価の動きと当ファンドの基準価額の値動きの乖離(トラッキングエラー)を日々管理し、修正が必要な場合は速やかにポートフォリオの見直しを実施します。

(2) 【投資対象】

① 有価証券の指図範囲

委託会社は、信託金を、主としてみずほ投信投資顧問株式会社を委託会社とし、みずほ信託銀行株式会社を受託会社として締結されたMHAM株式インデックス225マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券(以下「マザーファンド受益証券」といいます。)および次の有価証券に投資することを指図します。ただし、私募により発行された有価証券(マザーファンド受益証券、コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等を除きます。)に投資することを指図しません。

また、保有する有価証券（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第19条第1項各号に掲げる有価証券およびこれらを除く金融商品取引法第2条第1項第20号に掲げる有価証券であってこれらに係る権利を表示するものに限ります。）をもってマザーファンド受益証券へ投資することを指図できます。

1. 株券、新株の引受権を表示する証券もしくは証書または新株予約権証券
 2. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
 3. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
- なお、1.の証券または証書を以下「株式」といいます。

② 金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、①に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。また、①の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を以下に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

③ その他の投資対象

有価証券先物取引等

委託会社は、有価証券等の価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

(3) 【運用体制】

① 意思決定プロセス

1. 運用の意思決定にあたっては、まず「マクロ経済分析会議」において投資判断に先立つマクロ経済環境に関する前提を明確にします。これに基づいて「資産別投資分析委員会」において各資産別の市場見通しを策定し、「投資政策委員会」で各市場の見通しを最終承認します。
 2. 運用担当者は、投資政策委員会で承認された各市場見通しを踏まえて運用に関する基本計画を策定し、運用会議にて審議・決定します。
 3. 運用担当者は、運用会議で決定された基本計画に基づいて具体的な運用計画を策定し、これに基づいてトレーディング部門に発注指図を行います。トレーディング部門は、売買に係る法令・約款および運用ガイドラインなどの社内諸規則の遵守状況をチェックのうえ個別の取引を実行します。
 4. 各ファンドの運用リスク管理状況・運用実績について「運用評価委員会」において審議・評価が行われ、また法令・約款、運用ガイドラインなどの社内諸規則に照らした運用内容のモニタリング結果が「コンプライアンス委員会」において審議されます。
 5. 以上の内部管理およびファンドに係る意思決定については、内部監査部門（平成20年12月末現在5名）が業務執行の適正性・妥当性・効率性等の観点からモニタリングを実施しています。
- なお、上記の組織の体制および会議の名称等については、変更になることがあります。

② 関係法人に対する管理体制

当ファンドの関係法人である受託会社に対して、委託会社は、内部統制に関する外部監査人による報告書等の定期的な提出を求め、必要に応じて具体的な事項に関するヒアリングを行う等の方法により、適切な業務執行体制にあることを確認しています。

(4) 【分配方針】

① 収益分配方針

年1回の毎決算時(原則として10月24日。ただし、休業日の場合は翌日以降の最初の営業日)に、原則として次の通り収益分配を行う方針です。

1. 分配対象額の範囲は、利子・配当収益(繰越分およびマザーファンドの信託財産に属する利子・配当収益のうち、信託財産に属するとみなした額(以下「みなし利子・配当収益」といいます。))を含みます。)と売買益(評価益を含み、みなし利子・配当収益を控除して得た額)等の全額とします。
2. 分配金額は、利子・配当収益を中心に委託会社が基準価額の水準、市況動向等を勘案して決定します。
3. 収益分配に充てなかった利益については、運用の基本方針に基づき再投資します。

② 収益分配金の支払い

1. 収益分配金は、原則として毎計算期間終了日から起算して5営業日までに販売会社において支払いが開始されます。
2. 収益分配金の再投資に関する契約に基づいて収益分配金を再投資することにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

※ 収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に対し、お支払します。

(5) 【投資制限】

a. 約款で定める投資制限

① 株式、新株引受権証券および新株予約権証券(約款 運用の基本方針 運用方法 (3) 投資制限および約款第21条)

1. 株式への実質投資割合には、制限を設けません。
2. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、わが国の証券取引所[※]に上場されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

※ 「証券取引所」とは、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号に規定する外国金融商品市場（以下「取引所」といいます。）のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものをいいます。（以下同じ。）

② 非株式[株式以外の資産](約款 運用の基本方針 運用方法 (2) 投資態度)

非株式(株式以外の資産)への実質投資割合は、原則として信託財産総額の100分の50を超えないものとします。

③ 外貨建資産

委託会社は外貨建資産へ投資することとなる指図をしません。

④ 有価証券先物取引等(約款第22条の2)

1. 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の証券取引所ならびに外国の取引所における邦貨建株式の株価指数にかかる先物取引およびオプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

a. 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券(以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。)の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象有価証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象有

価証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額の範囲内とします。

b. 先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額(信託財産の組入ヘッジ対象有価証券とマザーファンドの組入ヘッジ対象有価証券のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める組入ヘッジ対象有価証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)を差引いた額)を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに(2)投資対象②に掲げる金融商品で運用している額とマザーファンドが限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに金融商品で運用している額のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるマザーファンドが限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに金融商品で運用している額を乗じて得た額をいいます。)の範囲内とします。

c. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、1.および2.で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

2. 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるわが国の金利にかかるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、現物オプション取引は預金に限るものとします。

a. 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額がヘッジの対象とする金利商品(信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに(2)投資対象②に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。)の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象金利商品の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額の範囲内とします。

b. 先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに(2)投資対象②に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

c. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ1. および2.で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

⑤ 資金の借入れ(約款第26条の2)

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

2. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とし、かつ借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を上回らない範囲内とします。

3. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

4. 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

b. 法令で定める投資制限

① デリバティブ取引にかかる投資制限(金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号)

デリバティブ取引は、あらかじめ定めた合理的な方法により算出した、金融商品市場における相場の変動等により発生し得る危険に対応する額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

② 同一の法人の発行する株式の取得割合（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

3 【投資リスク】

(1) 当ファンドにおける主として想定されるリスクと収益性に与える影響度合い

当ファンドは、主としてMHAM株式インデックス225マザーファンド受益証券への投資を通じて株式などの値動きのある証券等に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。したがって、元金や一定の投資成果が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。運用により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者の皆様に帰属します。また、投資信託は預金商品や保険商品ではなく、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。登録金融機関が取扱う投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。

当ファンドにおいて主として想定されるリスクは以下の通りですが、基準価額の変動要因はこれらに限定されるものではありません。なお、以下のリスクは主にマザーファンドを通じて当ファンドが行う有価証券等への投資により発生します。

① 株価変動リスク

株価変動リスクとは、株式市場および投資先となっている企業の株価が下落するリスクをいいます。当ファンドが投資する企業の株価が下落した場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、当ファンドが投資する企業が業績悪化や倒産等に陥った場合には、当該企業の株価が大きく下落することや無くなることもあり、当ファンドの基準価額に大きな影響を及ぼすことがあります。なお、当ファンドでは、株式の実質組入比率を高位に維持するため、株式市場の動向により基準価額は大きく変動します。

② 基準価額と日経平均株価の連動性に関するリスク

基準価額と日経平均株価の連動性に関するリスクとは、当ファンドの基準価額の騰落率と、同じ期間における日経平均株価の騰落率との間に、乖離が生じるリスクをいいます。一般に株価指数への連動を目指すファンドでは、追加設定・一部解約による運用資金の変動、株価指数の構成銘柄の一部を組入れない場合の影響、銘柄ごとの組入比率が株価指数における構成比率と異なる場合の影響、株価指数先物取引を利用する場合の株価指数と株価指数先物の値動きの差による影響、株価指数先物取引の最低取引単位の存在、売買約定価格と取引所終値との差による影響、売買執行に要する費用や信託報酬等が信託財産から支払われることの影響などによりこのような乖離が生じることがあり、当ファンドにおいても同様に乖離が生じる可能性があります。

③ 流動性リスク

流動性リスクとは、有価証券を売却(または購入)しようとする際に、需要(または供給)がないため、有価証券を希望する時期に、希望する価格で売却(または購入)することができなくなるリスクをいいます。一般に規模が小さい市場での売買や、取引量の少ない有価証券の売買にあたっては、流動性リスクへの留意が特に必要とされます。また、一般に市場を取り巻く外部環境の急変があった場合には、市場実勢価格での売買ができなくなる可能性が高まります。当ファンドが投資する株式等の流動性が損なわれた場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となる可能性があります。

④ 金利変動リスク

金利変動リスクとは、金利変動により公社債の価格が下落するリスクをいいます。一般に金利が上昇した場合には、既に発行されて流通している公社債の価格は下落します。また、金利変動により株式市場と公社債

市場の間で資金シフトが起こる場合があります、その場合、金利変動の影響は株式市場にも及びます。

⑤ 信用リスク

信用リスクとは、公社債等の発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、利息や償還金を予め決められた条件で支払うことができなくなる（債務不履行）リスクをいいます。一般に債務不履行が生じた場合、またはその可能性が高まった場合には、当該発行体が発行する公社債および短期金融商品（コマーシャル・ペーパー等）の価格は下落します。また、当該発行体が企業の場合には、一般にその企業の株価が下落する要因となります。当ファンドが投資する株式の発行企業や、株式以外の運用で投資する短期金融商品等の発行体がこうした状況に陥った場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となる可能性があります。

⑥ その他留意点

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。当該方式は、運用の効率化に資するものですが、一方で、当ファンドが主要投資対象とするマザーファンドに対し、他のベビーファンドにより多額の追加設定・一部解約等がなされた場合には、マザーファンドにおける売買ならびに組入比率の変化等により、当ファンドの基準価額や運用が影響を受ける場合があります。

(2) リスク管理体制

リスク管理部門は、運用リスクを含めたリスクのチェック・管理を行うとともに、運用実績の分析・評価を実施し、必要に応じて提言等を行います。

法務・コンプライアンス部門は、法令・諸規則、約款の投資制限等の遵守状況を把握・管理し、必要に応じて関連部門へ指導を行います。

運用部門からは独立した組織であるトレーディング部門が売買執行および発注に伴う諸規則の遵守状況のチェックを行います。

これらのリスク管理の結果は、リスク管理に関する委員会等を通じて経営に報告されます。

なお、上記のリスク管理体制および組織名称等については変更になることがあります。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

- ① 申込手数料(受益権1口当たり)は、取得申込日の基準価額に、販売会社が別に定める率(以下「手数料率」といいます。)を乗じて得た金額とし、平成21年1月23日現在における手数料率の上限は2.1%(税抜2%)です。なお、申込手数料には消費税等相当額がかかります。
- ② 申込手数料については、販売会社または委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会 は下記においてできます。

照会先の名称	ホームページアドレス	電話番号※
みずほ投信投資顧問株式会社	http://www.mizuho-am.co.jp/	0120-324-431

※ 電話によるお問い合わせは、営業日の午前9時～午後5時[平日営業日の場合は午前9時～正午]までとさせていただきます。(以下同じ。)

- ③ 「分配金再投資コース」を選択された場合、収益分配金は、毎計算期末の翌営業日に原則として税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。
- ④ 前記①の規定にかかわらず、証券投資信託の受益権または受益証券を信託終了時まで保有した受益者(信託期間を延長した証券投資信託(追加型証券投資信託)にあっては、延長前の信託終了日(以下「当初の信託終了日」といいます。)以降、収益分配金の再投資以外の追加信託を行わないものをいいます。以下同じ。)にあっては、当初の信託終了日まで当該信託の受益権または受益証券を保有した受益者をいいます。以下同じ。)が、その償還金(信託期間を延長した証券投資信託にあっては、当初の信託終了日以降における当該信託の受益権または受益証券の買取請求にかかる売却代金または一部解約金を含みます。以下同じ。)をもって、当該信託終了日(信託期間を延長した証券投資信託にあっては、当初の信託終了日以降における当該信託の受益権または受益証券の買取約定日または一部解約請求日を含みます。以下同じ。)の属する月の

翌月の初日から起算して3ヵ月以内に、当該償還金の支払いを受けた当該販売会社でこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合の1万口当りの受益権にかかる申込手数料は、当該償還金額の範囲内(単位型証券投資信託にあっては、当該償還金額とその元本額とのいずれか大きい額)で取得する口数について、原則として無手数料します。ただし、販売会社によっては、当該償還金額の範囲内で取得する口数について、販売会社がそれぞれ別に定める手数料率を適用する場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。なお、販売会社は、当該受益者に対し、償還金の支払いを受けたことを証する書類の提示を求めることができます。

(2) 【換金（解約）手数料】

ありません。

(3) 【信託報酬等】

- ① 信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年0.5775%(税抜0.55%)の率を乗じて得た額とします。

その配分については、以下の通りとなります。

委託会社	販売会社	受託会社
0.28875% (税抜 0.275%)	0.18375% (税抜 0.175%)	0.10500% (税抜 0.100%)

- ② 信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月の終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。なお、信託報酬にかかる消費税等相当額を、信託報酬支弁の時に信託財産中から支弁します。

(4) 【その他の手数料等】

- ① 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産の財務諸表の監査に要する費用および当該費用にかかる消費税等相当額ならびに受託会社の立替えた立替金の利息および資金の借入れを行った際の当該借入金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。なお、信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、当該費用にかかる消費税等相当額とともに、毎計算期間の最初の6ヵ月の終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。
- ② 当ファンドの組入有価証券の売買時の売買委託手数料、先物・オプション取引等に要する費用およびこれら手数料ならびに費用にかかる消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁するものとします。
- ③ 以上の手数料等（借入金の利息および財務諸表の監査に要する費用を除きます。）については、当ファンドが投資対象とするマザーファンドにおいて発生する場合、マザーファンドの信託財産中から支弁されます。これらはマザーファンドの基準価額に反映されるため、結果として当ファンドの受益者が間接的に負担することとなります。

(5) 【課税上の取扱い】

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取扱われます。

① 個別元本について

- 追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等(申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。)が当該受益者の元本(個別元本)にあたります。
- 受益者が同一ファンドの受益権を複数回に分けて取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については、各販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数の支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等毎に、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。
- 受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。(「特別分配金」については、下記「収益分配金の

課税について」を参照。）

② 収益分配時における課税上の取扱いについて

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受取る際、「普通分配金」と「特別分配金」は、以下のようになります。

1. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
2. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

③ 個人、法人別の課税の取扱い

1. 個人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、平成22年12月31日までは10%（所得税7%および地方税3%）、平成23年1月1日以降は20%（所得税15%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われ、原則として確定申告の必要はありません[※]。なお、確定申告を行うことにより、総合課税（配当控除の適用あり）と申告分離課税（平成22年12月31日までは10%（所得税7%および地方税3%）、平成23年1月1日以降は20%（所得税15%および地方税5%））のいずれかを選択することもできます。

※ 平成21年および平成22年において、他の上場株式等（上場株式、上場ETF、上場REITおよび公募株式投資信託など。以下同じ。）にかかる配当所得（年間の支払金額が1万円以下の銘柄にかかるものを除きます。）を含めた合計額が年間100万円を超える場合には確定申告が必要となります。その際、申告分離課税を選択した場合、100万円を超える部分については20%の税率（所得税15%および地方税5%）が適用されます。

一部解約時および償還時ならびに買取請求による換金時の差益（解約の価額および償還価額ならびに買取の価額から取得費用（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額を含みます。）を控除した利益）が譲渡益として課税対象（譲渡所得等）となり、申告分離課税が適用されます。その税率は平成21年および平成22年において、その年における他の上場株式等の譲渡所得等を含めた合計額のうち、500万円以下の部分については10%（所得税7%および地方税3%）、500万円を超える部分については20%（所得税15%および地方税5%）となります。また、平成23年以降は、譲渡所得等の金額に関わらず20%（所得税15%および地方税5%）の税率が適用されます。

なお、原則として確定申告が必要ですが、特定口座（源泉徴収口座）の利用も可能です。

※ 平成21年および平成22年において、特定口座（源泉徴収口座）を利用している場合でも、その年における他の上場株式等の譲渡所得等を含めた合計額が500万円を超える場合には、確定申告が必要になります。

※ 買取請求については、一定の要件を満たしている場合に限りです。

一部解約時および償還時ならびに買取請求による換金時に損失（譲渡損）が生じた場合には、確定申告することで、他の上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当所得の金額（申告分離課税を選択したものに限りです。）との損益通算ならびに3年間の繰越控除の対象とすることができます。

また、一部解約時および償還時ならびに買取請求による換金時の差益（譲渡益）については、他の上場株式等の譲渡損と損益を相殺することができます。

2. 法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、7%（所得税7%、地方税は課せられません。）の税率[※]による源泉徴収が行われます。なお、当ファンドについては、益金不算入制度が適用されます。

※ 平成21年4月1日以降は、上記の7%の税率は、15%（所得税15%、地方税は課せられません。）になり

ます。

買取請求による換金時の譲渡益については、全額が法人税の課税対象となります。なお、買取請求による換金の際、一定の要件を満たさない場合には、買取約定日の基準価額から、当該買取りを行う販売会社（委託会社の指定する証券会社：金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。）にかかる源泉徴収税額に相当する金額（個別元本超過額の7%；平成21年4月1日以降は15%）を差し引いた金額が買取請求時の手取額となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

3. 確定拠出年金加入者に対する課税

確定拠出年金制度にかかる持ち分については、確定拠出年金制度の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

※ 上記の内容は平成20年12月31日現在のもですが、税法が改正された場合等には、変更になる場合があります。

※ 課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

5 【運用状況】

(1) 【投資状況】（平成20年11月28日現在）

資産の種類		国／地域	時価合計(円)	投資比率(%)
有価証券	親投資信託受益証券(MHAM株式インデックス225マザーファンド)	日本	105,122,847,372	99.96
その他の資産	現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	32,177,183	0.03
合 計（純資産総額）		—	105,155,024,555	100.00

（注1）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。（以下同じ。）

（注2）小数点第3位切捨て。端数調整は行っておりません。（以下同じ。）

（参考）MHAM株式インデックス225マザーファンド

資産の種類		国／地域	時価合計(円)	投資比率(%)
有価証券	株式	日本	115,540,425,000	97.65
その他の資産	現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	2,770,696,426	2.34
合 計（純資産総額）		—	118,311,121,426	100.00

その他の資産の投資状況

投資資産の種類	時価合計(円)	投資比率(%)
株価指数先物取引（買建）	2,717,880,000	2.29

（注）株価指数先物取引の時価の算定方法については、取引所の発表する計算日の清算値段により評価しております。

(2) 【投資資産】（平成20年11月28日現在）

① 【投資有価証券の主要銘柄】

順位	銘柄名	種類	国／地域	数量 (口数)	帳簿価額 単 価 (円)	帳簿価額 金 額 (円)	評価額 単 価 (円)	評価額 金 額 (円)	投資 比率 (%)
1	MHAM株式インデックス225マザーファンド	親投資信託受益証券	日本	109,071,225,744	0.8725	95,174,494,613	0.9638	105,122,847,372	99.96

（参考）MHAM株式インデックス225マザーファンド（評価額上位30銘柄）

順位	銘柄名	種類	国／地域	業種	数量 (株式数)	帳簿価額 単 価 (円)	帳簿価額 金 額 (円)	評価額 単 価 (円)	評価額 金 額 (円)	投資 比率 (%)
1	ファーストリテイリング	株式	日本	小売業	550,000	8,784.59	4,831,526,000	10,950.00	6,022,500,000	5.09
2	KDDI	株式	日本	情報・通信業	5,500	530,632.54	2,918,479,010	620,000.00	3,410,000,000	2.88
3	京セラ	株式	日本	電気機器	550,000	5,197.85	2,858,820,000	5,960.00	3,278,000,000	2.77
4	ファナック	株式	日本	電気機器	550,000	4,967.98	2,732,390,000	5,890.00	3,239,500,000	2.73
5	武田薬品工業	株式	日本	医薬品	550,000	4,651.16	2,558,139,000	4,610.00	2,535,500,000	2.14
6	セコム	株式	日本	サービス業	550,000	3,372.96	1,855,131,000	4,430.00	2,436,500,000	2.05
7	テルモ	株式	日本	精密機器	550,000	3,292.65	1,810,959,000	4,420.00	2,431,000,000	2.05

8	キヤノン	株式	日本	電気機器	825,000	2,687.10	2,216,862,000	2,825.00	2,330,625,000	1.96
9	本田技研工業	株式	日本	輸送用機器	1,100,000	2,009.50	2,210,456,000	2,085.00	2,293,500,000	1.93
10	ソフトバンク	株式	日本	情報・通信業	1,650,000	851.76	1,405,410,000	1,302.00	2,148,300,000	1.81
11	アステラス製薬	株式	日本	医薬品	550,000	3,469.88	1,908,439,000	3,890.00	2,139,500,000	1.80
12	信越化学工業	株式	日本	化学	550,000	3,871.90	2,129,550,000	3,640.00	2,002,000,000	1.69
13	エヌ・ティ・ティ・データ	株式	日本	情報・通信業	5,500	295,783.51	1,626,809,310	344,000.00	1,892,000,000	1.59
14	エーザイ	株式	日本	医薬品	550,000	3,001.15	1,650,635,000	3,230.00	1,776,500,000	1.50
15	TDK	株式	日本	電気機器	550,000	2,913.09	1,602,204,000	3,230.00	1,776,500,000	1.50
16	トヨタ自動車	株式	日本	輸送用機器	550,000	3,211.10	1,766,105,000	3,000.00	1,650,000,000	1.39
17	トレンドマイクロ	株式	日本	情報・通信業	550,000	2,261.54	1,243,852,000	2,780.00	1,529,000,000	1.29
18	花王	株式	日本	化学	550,000	2,650.38	1,457,714,000	2,730.00	1,501,500,000	1.26
19	セブン&アイ・ホールディングス	株式	日本	小売業	550,000	2,445.20	1,344,861,000	2,700.00	1,485,000,000	1.25
20	東京エレクトロン	株式	日本	電気機器	550,000	2,918.66	1,605,268,000	2,595.00	1,427,250,000	1.20
21	ダイキン工業	株式	日本	機械	550,000	1,837.29	1,010,513,000	2,495.00	1,372,250,000	1.15
22	アドバンテスト	株式	日本	電気機器	1,100,000	1,155.85	1,271,442,000	1,242.00	1,366,200,000	1.15
23	富士フイルムホールディングス	株式	日本	化学	550,000	1,996.52	1,098,087,000	2,305.00	1,267,750,000	1.07
24	コナミ	株式	日本	情報・通信業	550,000	1,549.98	852,491,000	2,160.00	1,188,000,000	1.00
25	塩野義製薬	株式	日本	医薬品	550,000	1,560.33	858,185,000	2,070.00	1,138,500,000	0.96
26	オリンパス	株式	日本	精密機器	550,000	1,628.88	895,887,000	1,986.00	1,092,300,000	0.92
27	第一三共	株式	日本	医薬品	550,000	1,853.83	1,019,610,000	1,935.00	1,064,250,000	0.89
28	ソニー	株式	日本	電気機器	550,000	1,981.62	1,089,894,000	1,843.00	1,013,650,000	0.85
29	資生堂	株式	日本	化学	550,000	2,048.10	1,126,460,000	1,774.00	975,700,000	0.82
30	日本たばこ産業	株式	日本	食料品	2,750	277,325.59	762,645,375	350,000.00	962,500,000	0.81

投資有価証券の種類別及び業種別投資比率

国内／外国	種類	投資比率(%)
国内	親投資信託受益証券	99.96
合 計		99.96

(参考) MHAM株式インデックス２２５マザーファンド

国内／外国	種類	業種	投資比率(%)
国内	株式	水産・農林業	0.11
		鉱業	0.28
		建設業	2.57
		食料品	5.27
		繊維製品	0.84
		パルプ・紙	0.63
		化学	6.91
		医薬品	8.83
		石油・石炭製品	0.66
		ゴム製品	0.96
		ガラス・土石製品	1.52
		鉄鋼	0.62
		非鉄金属	1.54
		金属製品	0.67
		機械	4.21

	電気機器	17.24
	輸送用機器	5.38
	精密機器	3.68
	その他製品	1.20
	電気・ガス業	0.74
	陸運業	2.53
	海運業	0.65
	空運業	0.26
	倉庫・運輸関連業	0.50
	情報・通信業	9.31
	卸売業	2.14
	小売業	8.19
	銀行業	2.08
	証券、商品先物取引業	0.93
	保険業	1.27
	その他金融業	0.59
	不動産業	2.21
	サービス業	2.98
	合 計	97.65

② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（参考）MHAM株式インデックス２２５マザーファンド

種類	取引所等	資産名	建別	数量	簿価金額 (円)	時価 (円)	投資 比率 (%)
株価指数先物取引	大阪証券取引所	日経平均株価指数先物	買建	319	2,480,571,526	2,717,880,000	2.29

（注）時価の算定方法

取引所の発表する計算日の清算値段により評価しています。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

平成20年11月28日及び同日前１年以内における各月末ならびに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

期	年月日	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
14期	平成11年10月25日	19,824	20,186	0.3290	0.3350
15期	平成12年10月24日	38,455	38,731	0.2788	0.2808
16期	平成13年10月24日	68,904	68,904	0.1986	0.1986

17期	平成14年10月24日	91,506	92,087	0.1576	0.1586
18期	平成15年10月24日	107,447	108,018	0.1880	0.1890
19期	平成16年10月25日	134,491	135,185	0.1938	0.1948
20期	平成17年10月24日	132,652	133,767	0.2380	0.2400
21期	平成18年10月24日	182,094	183,594	0.3035	0.3060
22期	平成19年10月24日	150,805	151,569	0.2961	0.2976
23期	平成20年10月24日	83,208	84,718	0.1378	0.1403
	平成19年11月末日	149,577	—	0.2837	—
	平成19年12月末日	147,805	—	0.2770	—
	平成20年1月末日	133,797	—	0.2459	—
	平成20年2月末日	135,340	—	0.2460	—
	平成20年3月末日	128,431	—	0.2283	—
	平成20年4月末日	141,256	—	0.2523	—
	平成20年5月末日	146,476	—	0.2611	—
	平成20年6月末日	138,143	—	0.2455	—
	平成20年7月末日	136,522	—	0.2436	—
	平成20年8月末日	133,796	—	0.2380	—
	平成20年9月末日	117,046	—	0.2064	—
	平成20年10月末日	99,439	—	0.1544	—
	平成20年11月28日	105,155	—	0.1531	—

（注）表中の末日とは当該月の最終営業日を指します。

② 【分配の推移】

期	1口当たりの分配金（円）
14期	0.0060
15期	0.0020
16期	0.0000
17期	0.0010
18期	0.0010
19期	0.0010
20期	0.0020
21期	0.0025
22期	0.0015
23期	0.0025

③ 【収益率の推移】

期	収益率（％）
14期	25.05
15期	△14.65
16期	△28.77
17期	△20.14
18期	19.92
19期	3.62
20期	23.84

21期	28.57
22期	△1.94
23期	△52.62

（注１）収益率は期間騰落率。

（注２）小数点第３位四捨五入。

第二部【ファンドの詳細情報】

第1 【ファンドの沿革】

昭和60年10月25日	信託契約締結、ファンドの運用開始
平成2年1月16日	受益権の再分割(1口→2口)
平成14年9月20日	ファミリーファンド方式による運用へ移行
平成19年1月4日	投資信託振替制度へ移行
平成19年7月1日	ファンドの名称を「株式インデックスファンド225」から「MHAM株式インデックスファンド225」に変更

第2 【手続等】

1 【申込（販売）手続等】

- (1) 当ファンドのお申込みは、委託会社および販売会社の営業日の午後3時(金融商品取引所(証券取引所)が半日取引日の場合は午前11時)までにお買付けのお申込みが行われ、かつ当該お申込みの受付にかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日分のお申込みといたします。この時間を過ぎてのお申込みおよび所定の事務手続き完了分については、翌営業日の取扱いとなります。
- (2) 取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとしします。
- (3) お申込みには、収益の分配がなされた場合に分配金を受領する「分配金受取コース」と、分配金は原則として税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資される「分配金再投資コース」の2つの申込方法があります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合があります。詳しくは、販売会社または委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	ホームページアドレス	電話番号 [※]
みずほ投信投資顧問株式会社	http://www.mizuho-am.co.jp/	0120-324-431

※ 電話によるお問い合わせは、営業日の午前9時～午後5時[半日営業日の場合は午前9時～正午]までとさせていただきます。(以下同じ。)

- (4) 申込単位は販売会社または分配金の受取り方法により異なります。申込単位については、販売会社または委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	ホームページアドレス	電話番号
みずほ投信投資顧問株式会社	http://www.mizuho-am.co.jp/	0120-324-431

- (5) 取得申込みにかかる受益権の価額は、取得申込日の基準価額に、販売会社が別に定める申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額を加算した価額とします。
- (6) 販売会社において金額買付(申込単位が金額にて表示されている場合)による申込みをされた場合、申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額はお申込代金の中から差し引かれます。
- (7) 収益分配金の再投資に関する契約に基づき、収益分配金を再投資する際は、1口単位で購入できるものとします。なお、その際の受益権の価額は、原則として各計算期間終了日の基準価額とします。
- (8) 証券取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、販売会社は、受益権の取得申込みの受付を中止すること、およびすでに受付けた取得申込みの受付を取消することができます。

2 【換金（解約）手続等】

(1) 一部解約

- ① 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に1口単位(販売会社によっては1万口単位)をもって解約を請求することができます。
- ② 解約の請求を行う受益者は、振替制度にかかる口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。なお、解約の請求を受益者が行う際は、振替受益権をもって行うものとしします。
- ③ 解約請求の受付については、委託会社および販売会社の営業日の午後3時(金融商品取引所(証券取引所)が半日取引日の場合は午前11時)までに、解約のお申込みが行われ、かつ当該お申込みの受付にかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日分のお申込みとします。この時間を過ぎてのお申込みおよび所定の事務手続き完了分については、翌営業日のお取扱いとなります。
- ④ 解約の価額は、解約請求受付日の基準価額とします。詳しくは、販売会社または委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	電話番号
みずほ投信投資顧問株式会社	0120-324-431

- ⑤ 解約代金は、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、4営業日目から販売会社において受益者に支払います。
- ⑥ 信託財産の資金管理を円滑に行うために大口の解約請求には制限を設ける場合があります。
- ⑦ 委託会社は、証券取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止すること、およびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができます。

この場合、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、当該基準価額の計算日の基準価額とします。

(2) 受益権の買取り

- ① 販売会社(委託会社の指定する証券会社)は、受益者(受益者死亡の場合はその相続人)から受益権の買取りの請求があるときは、1万口単位または1口単位をもってその受益権を買取ります。なお、受益者が受益権の買取りを請求するときは、振替受益権をもって行うものとしします。
※ 委託会社の指定する証券会社以外の登録金融機関においても、受益権の買取りを行うことがあります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- ② 受益権の買取価額は、買取約定日の基準価額[※]とします。
※ 一定の要件を満たしている買取請求による換金の場合に限るものとしします。なお、一定の要件を満たしていない場合には、買取約定日の基準価額から当該買取りを行う販売会社（委託会社の指定する証券会社）にかかる源泉徴収税額に相当する額を差し引いた金額となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- ③ 販売会社(委託会社の指定する証券会社)は、証券取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社との協議に基づいて受益権の買取りを中止すること、およびすでに受付けた受益権の買取りを取り消すことができます。この場合、受益者は買取中止以前に行った当日の買取請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取請求を撤回しない場合には、当該受益権の買取価額は、当該買取中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取りを受付けたものとして、前記②の規定に準じて計算された価額とします。

第3 【管理及び運営】

1 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

- ① 基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

＜主な投資対象資産の時価評価方法の原則＞

株 式：計算日における取引所の最終相場（終値）

マザーファンド受益証券：計算日の基準価額

- ② 当ファンドの基準価額は、委託会社の毎営業日（土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に定める休日ならびに12月31日、1月2日および1月3日以外の日とします。）に計算され、翌日の日本経済新聞（当該新聞上では「オープン基準価格」面の委託会社名「みずほ」欄において、「株式225」の略称にて記載されています。）に掲載されます。基準価額については、販売会社または委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会は下記においてできます。基準価額は1万口単位で表示されたものが発表されます。

照会先の名称	ホームページアドレス	電話番号
みずほ投信投資顧問株式会社	http://www.mizuho-am.co.jp/	0120-324-431

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

昭和60年10月25日から無期限とします。

(4) 【計算期間】

原則として毎年10月25日から翌年10月24日までとします。ただし、計算期間終了日に該当する日（以下「当該日」といいます。）が休業日のとき、計算期間終了日は、当該日の翌日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5) 【その他】

① 信託契約の解約

以下の場合には信託契約を解約し信託を終了することがあります。

1. 委託会社は、信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき、もしくは信託契約の一部解約により、受益権の総口数が20億口を下回ることとなる場合には、受益権と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。
 - a. この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。委託会社はかかる事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
 - b. 前記a.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一ヵ月を下らないものとします。
 - c. 前記b.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記1.の信託契約の解約をしません。
 - d. 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

e. 前記b.からd.までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記b.の一定の期間が一ヵ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

f. 前記1. に定める信託契約の解約を行う場合において、前記b. の期間内に異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。なお、買取請求の取扱いについては、委託会社、受託会社の協議により決定するものとします。

2. 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。

3. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、「② 信託約款の変更4.」に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

4. 受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 信託約款の変更

1. 委託会社は、信託約款を変更することが受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更できるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

2. 委託会社は、前記1. の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

3. 前記2. の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一ヵ月を下らないものとします。

4. 前記3. の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、前記1. の信託約款の変更をしません。

5. 委託会社は、この信託約款を変更しないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

6. 前記2. に定める変更を行う場合において、前記3. の期間内に異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。なお、買取請求の取扱いについては、委託会社、受託会社の協議により決定するものとします。

7. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記の規定にしたがいます。

③ 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

1. 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴ない、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

2. 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴ない、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

④ 関係法人との契約の更改および受託会社の辞任または解任に伴う取扱い

1. 委託会社と販売会社との間の募集・販売等契約は、締結日から原則2年間とし、期間終了の3ヵ月前までに別段の意思表示のない時は、同一条件にて継続されます。

2. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。また、受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、「② 信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

⑤ 信託事務処理の再信託

受託会社は、当ファンドにかかる信託事務処理の一部について、資産管理サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

⑥ 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑦ 運用報告書

委託会社は、計算期間の終了毎に期中の運用経過のほか、信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した「運用報告書」を作成します。「運用報告書」は、あらかじめ受益者が申し出た住所に販売会社から届けられます。

2 【受益者の権利等】

受益者の主な権利の内容は次のとおりです。

(1) 収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を、持ち分に応じて請求することができます。ただし、受益者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）にお支払いします。なお、「分配金再投資コース」を選択された場合、収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後自動的に無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(2) 一部解約の実行請求権

受益者は一部解約の実行を信託約款の規定および本書の記載にしたがって請求することができます。

(3) 償還金に対する請求権

受益者は、信託約款の規定および本書の記載にしたがって、持ち分に応じて償還金を請求することができます。ただし、受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払われます。

償還金の支払いは、原則として償還日（償還日が休業日の場合には当該償還日の翌営業日）から起算して5営業日までに販売会社において開始されます。

(4) 帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は委託会社に対し、当該受益者にかかる信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第4 【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、第 22 期計算期間(平成18年10月25日から平成19年10月24日まで) 及び、第 23 期計算期間(平成19年10月25日から平成20年10月24日まで)について、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)第2条の2により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第 22 期計算期間(平成18年10月25日から平成19年10月24日まで)の財務諸表については、新日本監査法人により監査を受け、また、第 23 期計算期間(平成19年10月25日から平成20年10月24日まで)の財務諸表については、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。
- (3) なお、新日本監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成20年7月1日をもって新日本有限責任監査法人となりました。

1 【財務諸表】

MHAM株式インデックスファンド 2 2 5

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

区 分	第 22 期 (平成19年10月24日現在)	第 23 期 (平成20年10月24日現在)
	金 額	金 額
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	801,997,572	1,287,872,089
親投資信託受益証券	150,759,363,862	83,179,467,615
未収入金	661,000,000	669,000,000
未収利息	10,982	18,346
流動資産合計	152,222,372,416	85,136,358,050
資産合計	152,222,372,416	85,136,358,050
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	763,960,492	1,509,424,424
未払解約金	196,957,294	35,707,260
未払受託者報酬	82,088,869	68,899,641
未払委託者報酬	369,399,852	310,048,321
その他未払費用	4,104,376	3,444,922
流動負債合計	1,416,510,883	1,927,524,568
負債合計	1,416,510,883	1,927,524,568
純資産の部		
元本等		
元本	254,653,497,316	301,884,884,981

剰余金		
期末欠損金	103,847,635,783	218,676,051,499
元本等合計	150,805,861,533	83,208,833,482
純資産合計	150,805,861,533	83,208,833,482
負債・純資産合計	152,222,372,416	85,136,358,050

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

区 分	第 22 期 (自 平成18年10月25日 至 平成19年10月24日)	第 23 期 (自 平成19年10月25日 至 平成20年10月24日)
	金 額	金 額
営業収益		
受取利息	2,737,991	2,031,710
有価証券売買等損益	526,193,710	△85,952,896,247
営業収益合計	528,931,701	△85,950,864,537
営業費用		
受託者報酬	170,542,569	141,754,844
委託者報酬	767,441,441	637,896,682
その他費用	7,779,376	7,087,620
営業費用合計	945,763,386	786,739,146
営業損失金額	416,831,685	86,737,603,683
経常損失金額	416,831,685	86,737,603,683
当期純損失金額	416,831,685	86,737,603,683
一部解約に伴う当期純利益(△純損失)分配額	3,086,103,688	△4,823,946,302
期首欠損金	117,934,044,126	103,847,635,783
剰余金増加額	57,863,662,330	21,515,177,763
(当期一部解約に伴う剰余金増加額)	(57,863,662,330)	(21,515,177,763)
(当期追加信託に伴う剰余金増加額)	—	—
剰余金減少額	39,510,358,122	52,920,511,674
(当期一部解約に伴う剰余金減少額)	—	—
(当期追加信託に伴う剰余金減少額)	(39,510,358,122)	(52,920,511,674)
分配金	763,960,492	1,509,424,424
期末欠損金	103,847,635,783	218,676,051,499

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第 22 期 (自 平成18年10月25日 至 平成19年10月24日)	第 23 期 (自 平成19年10月25日 至 平成20年10月24日)
1 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 個別法により基準価額に基づいて評価しております。	親投資信託受益証券 同左

2 収益・費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。	有価証券売買等損益 同左
--------------	------------------------------	-----------------

（貸借対照表に関する注記）

項 目	期別	第 22 期 (平成19年10月24日現在)	第 23 期 (平成20年10月24日現在)
1 計算期間末日の受益権総口数		509,306,994,722口	603,769,769,825口
2 元本の欠損金額		純資産額は元本を103,847,635,783円 下回っております。	純資産額は元本を218,676,051,499円 下回っております。
3 期末1口当たりの純資産の額 (期末1万口当たりの純資産の額)		0.2961 円 (2,961 円) 平成2年1月16日に受益権1口を2口 に分割しておりますので、上記は1口 =0.5円で計算しております。	0.1378 円 (1,378 円) 平成2年1月16日に受益権1口を2口 に分割しておりますので、上記は1口 =0.5円で計算しております。

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第 22 期 (自 平成18年10月25日 至 平成19年10月24日)	第 23 期 (自 平成19年10月25日 至 平成20年10月24日)
(単位:円)	(単位:円)
1 分配金の計算過程 計算期間末における費用控除後の配当等収益 (992,512,846円)、有価証券売買等損益(0円)、収益 調整金(45,626,122,867円)、分配準備積立金 (20,318,295,430円)より、分配対象収益は 66,936,931,143円(1万口当たり1,314円)であり、う ち763,960,492円(1万口当たり15円)を分配金額とし ております。	1 分配金の計算過程 計算期間末における費用控除後の配当等収益 (1,487,985,327円)、有価証券売買等損益(0円)、収益 調整金(61,410,988,824円)、分配準備積立金 (17,078,358,156円)より、分配対象収益は 79,977,332,307円(1万口当たり1,324円)であり、う ち1,509,424,424円(1万口当たり25円)を分配金額とし ております。
配当等収益 992,512,846	配当等収益 1,487,985,327
有価証券売買等損益 0	有価証券売買等損益 0
収益調整金 45,626,122,867	収益調整金 61,410,988,824
分配準備積立金 20,318,295,430	分配準備積立金 17,078,358,156
分配可能額 66,936,931,143	分配可能額 79,977,332,307
収益分配額 763,960,492	収益分配額 1,509,424,424

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

項 目	期別	第 22 期 (平成19年10月24日現在)	第 23 期 (平成20年10月24日現在)
1 期首元本額		300,028,317,126 円	254,653,497,316 円

期中追加設定元本額	102,055,624,521 円	98,381,606,512 円
期中一部解約元本額	147,430,444,331 円	51,150,218,847 円

有価証券関係

売買目的有価証券

第 22 期（自 平成18年10月25日 至 平成19年10月24日）

種類	貸借対照表計上額（円）	当計算期間の損益に含まれた 評価差額（円）
親投資信託受益証券	150,759,363,862	△2,092,042,512
合計	150,759,363,862	△2,092,042,512

第 23 期（自 平成19年10月25日 至 平成20年10月24日）

種類	貸借対照表計上額（円）	当計算期間の損益に含まれた 評価差額（円）
親投資信託受益証券	83,179,467,615	△83,994,670,516
合計	83,179,467,615	△83,994,670,516

デリバティブ取引等関係

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

第 1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

有価証券明細表

MHAM株式インデックスファンド 2 2 5

(平成20年10月24日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券					
	日本・円	MHAM株式インデックス 2 2 5 マザーファンド	95,906,223,470	83,179,467,615	
	日本・円 小計	銘柄数 組入時価比率	95,906,223,470 1 100.0%	83,179,467,615 100.0%	
親投資信託受益証券 合計				83,179,467,615	

(注 1) 比率は左より組入時価の純資産総額に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第 2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

MHAM株式インデックス２２５マザーファンドの状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

(1) 貸借対照表

(単位：円)

区 分	(平成19年10月24日現在)	(平成20年10月24日現在)
	金 額	金 額
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	3,172,677,642	3,390,927,060
株式	169,547,424,900	92,905,698,240
派生商品評価勘定	72,332,963	—
未収入金	1,160,747	—
未収配当金	850,772,440	1,010,698,300
未収利息	43,446	48,305
前払金	—	824,352,118
差入委託証拠金	148,800,000	428,160,000
流動資産合計	173,793,212,138	98,559,884,023
資産合計	173,793,212,138	98,559,884,023
負債の部		
流動負債		
前受金	41,697,882	—
未払金	11,053,826	1,872,788,698
未払解約金	679,000,000	676,780,000
派生商品評価勘定	41,533,270	872,154,259
流動負債合計	773,284,978	3,421,722,957
負債合計	773,284,978	3,421,722,957
純資産の部		
元本等		
元本	94,900,445,811	109,695,181,766
剰余金		
期末剰余金（△欠損金）	78,119,481,349	△14,557,020,700
元本等合計	173,019,927,160	95,138,161,066
純資産合計	173,019,927,160	95,138,161,066
負債・純資産合計	173,793,212,138	98,559,884,023

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	(自 平成18年10月25日 至 平成19年10月24日)	(自 平成19年10月25日 至 平成20年10月24日)
1 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 個別法により時価に基づいて評価しております。	株式 同左

2 派生商品等の評価基準及び評価方法	先物取引 個別法により時価に基づいて評価しております。	先物取引 同左
3 収益・費用の計上基準	受取配当金 受取配当金は、原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 有価証券売買等損益及び派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。	受取配当金 同左 有価証券売買等損益及び派生商品取引等損益 同左
4 会計方針の変更	受取配当金は、従来、原則として配当落ち日において、その金額が確定しているものについては当該金額、未だ確定していない場合は予想配当金額の90%を計上し、残額については入金時に計上していましたが、「投資信託に関する会計規則に関する細則等」の改正により、平成19年7月1日以降計上する受取配当金については、原則として配当落ち日において、予想配当金額の全額を計上する方法に変更しました。この変更による剰余金への影響は軽微であります。	-----

(貸借対照表に関する注記)

項 目	期別	(平成19年10月24日現在)	(平成20年10月24日現在)
1 計算期間末日の受益権総口数		94,900,445,811口	109,695,181,766口
2 元本の欠損金額	-----		純資産額は元本を14,557,020,700円下回っております。
3 期末1口当たりの純資産の額 (期末1万口当たりの純資産の額)		1.8232 円 (18,232 円)	0.8673 円 (8,673 円)

(その他の注記)

項 目	期別	(平成19年10月24日現在)	(平成20年10月24日現在)
1 親投資信託の期首における元本額		112,811,410,880 円 (平成18年10月25日)	94,900,445,811 円 (平成19年10月25日)
期中追加設定元本額		18,550,852,333 円	22,411,004,772 円
期中一部解約元本額		36,461,817,402 円	7,616,268,817 円
2 期末元本額及びその内訳として当該親投資信託受益証券を投資対象とする委託者指図型投資信託ごとの元本額			
期末元本額		94,900,445,811 円	109,695,181,766 円

MHAM株式インデックスファンド 225	82,689,427,305 円	95,906,223,470 円
DKA日経225投信05-12	412,818,342 円	— 円
DKA日経225投信06-05	395,314,118 円	— 円
DKA日経225投信06-12	443,526,947 円	346,760,918 円
DKAインデックス参照ファンド0 7-01	— 円	2,291,061,447 円
DKAインデックス参照ファンド0 7-03	— 円	1,415,731,629 円
MHAM株式インデックスファンド 225VA [適格機関投資家専用]	10,699,230,626 円	9,481,126,689 円
MHAM株式インデックスファンド 225VA2 [適格機関投資家専 用]	260,128,473 円	254,277,613 円

有価証券関係

売買目的有価証券

（自 平成18年10月25日 至 平成19年10月24日）

種類	貸借対照表計上額（円）	当計算期間の損益に含まれた 評価差額（円）
株式	169,547,424,900	△4,170,526,849
合計	169,547,424,900	△4,170,526,849

（自 平成19年10月25日 至 平成20年10月24日）

種類	貸借対照表計上額（円）	当計算期間の損益に含まれた 評価差額（円）
株式	92,905,698,240	△97,606,703,877
合計	92,905,698,240	△97,606,703,877

デリバティブ取引等関係

I 取引の状況に関する事項

項目	（自 平成18年10月25日 至 平成19年10月24日）	（自 平成19年10月25日 至 平成20年10月24日）
1 取引の内容	有価証券先物取引等を利用しております。	同左
2 取引に対する取組方針	信託財産に属する外貨建資産の効率的な運用に資するとともに、信託財産が運用対象とする有価証券等の価格変動リスクを回避するために、有価証券先物取引等を活用しております。	同左
3 取引の利用目的	信託財産が運用投資対象とする有価証券の価格変動リスクを回避すること、ならびに信託財産に属する資産の効率的な運用に資する目的で行っております。	同左
4 取引に係るリスクの内容	デリバティブ取引は市場リスクを有していますが、信託財産に属する資産の市場リスクと相殺する関係にあり、デリバティブ取引に係るリスクは限定的であると認識しております。また、取引の相手先は優良な取引先のみと行っており、信用リスクは低いと認識しております。	同左

5	取引に係るリスクの管理体制	デリバティブ取引については、運用部門がポジション管理を行っておりますが、取引の執行・記録・管理については、運用部門とは独立したトレーディング部門が行うとともに、法務・コンプライアンス部門においてデリバティブに関する法令・約款など運用に関する諸規則の遵守状況のチェックを行っております。また、リスク管理部門がポートフォリオのリスク状況の分析・チェックを行い、上記プロセスを通じ、適正なリスク管理が行われているかをチェックし、必要に応じて関連部署へ報告、注意、勧告を行っております。	同左
---	---------------	---	----

II 取引の時価等に関する事項

（自 平成18年10月25日 至 平成19年10月24日）

種 類	（平成19年10月24日 現在）			
	契 約 額 等 (円)		時 価 (円)	評 価 損 益 (円)
		うち1年超		
市場取引 株価指数先物取引 買建				
日経平均株価指数先物	3,357,790,307	—	3,388,590,000	30,799,693
小 計	3,357,790,307	—	3,388,590,000	30,799,693
合 計	3,357,790,307	—	3,388,590,000	30,799,693

（自 平成19年10月25日 至 平成20年10月24日）

種 類	（平成20年10月24日 現在）			
	契 約 額 等 (円)		時 価 (円)	評 価 損 益 (円)
		うち1年超		
市場取引 株価指数先物取引 買建				
日経平均株価指数先物	3,059,094,259	—	2,186,940,000	△872,154,259
小 計	3,059,094,259	—	2,186,940,000	△872,154,259
合 計	3,059,094,259	—	2,186,940,000	△872,154,259

（注）時価の算定方法

株価指数先物取引の時価の算定方法については、取引所の発表する計算日の清算値段により評価しております。

（3）附属明細表

第1 有価証券明細表

（1）株式

有価証券明細表

MHAM株式インデックス225マザーファンド

（平成20年10月24日現在）

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
日本・円	日本水産	492,000	201	98,892,000	
	国際石油開発帝石	492	518,000	254,856,000	
	コムシスホールディングス	492,000	569	279,948,000	
	大成建設	492,000	192	94,464,000	

大林組	492,000	403	198,276,000	
清水建設	492,000	395	194,340,000	
鹿島建設	492,000	241	118,572,000	
大和ハウス工業	492,000	697	342,924,000	
積水ハウス	492,000	733	360,636,000	
日揮	492,000	882	433,944,000	
千代田化工建設	492,000	406	199,752,000	
日清製粉グループ本社	492,000	995	489,540,000	
明治製菓	492,000	376	184,992,000	
明治乳業	492,000	432	212,544,000	
日本ハム	492,000	1,168	574,656,000	
サッポロホールディングス	492,000	527	259,284,000	
アサヒビール	492,000	1,478	727,176,000	
キリンホールディングス	492,000	1,065	523,980,000	
宝ホールディングス	492,000	403	198,276,000	
キッコーマン	492,000	951	467,892,000	
味の素	492,000	795	391,140,000	
ニチレイ	492,000	405	199,260,000	
日本たばこ産業	2,460	273,600	673,056,000	
東洋紡績	492,000	117	57,564,000	
ユニチカ	492,000	61	30,012,000	
日清紡績	492,000	542	266,664,000	
帝人	492,000	253	124,476,000	
東レ	492,000	380	186,960,000	
三菱レイヨン	492,000	181	89,052,000	
王子製紙	492,000	380	186,960,000	
三菱製紙	492,000	118	58,056,000	
北越製紙	492,000	315	154,980,000	
日本製紙グループ本社	492	237,500	116,850,000	
クラレ	492,000	696	342,432,000	
旭化成	492,000	320	157,440,000	
昭和電工	492,000	134	65,928,000	
住友化学	492,000	302	148,584,000	
日産化学工業	492,000	481	236,652,000	
日本曹達	492,000	254	124,968,000	
東ソー	492,000	187	92,004,000	
電気化学工業	492,000	180	88,560,000	
信越化学工業	492,000	3,820	1,879,440,000	
三井化学	492,000	324	159,408,000	
三菱ケミカルホールディングス	246,000	392	96,432,000	
宇部興産	492,000	175	86,100,000	
日本化薬	492,000	369	181,548,000	
花王	492,000	2,630	1,293,960,000	
富士フイルムホールディングス	492,000	1,983	975,636,000	
資生堂	492,000	2,060	1,013,520,000	
協和発酵キリン	492,000	682	335,544,000	
武田薬品工業	492,000	4,650	2,287,800,000	
アステラス製薬	492,000	3,430	1,687,560,000	
大日本住友製薬	492,000	660	324,720,000	

塩野義製薬	492,000	1,532	753,744,000	
中外製薬	492,000	1,307	643,044,000	
エーザイ	492,000	2,980	1,466,160,000	
第一三共	492,000	1,852	911,184,000	
新日本石油	492,000	386	189,912,000	
昭和シェル石油	492,000	712	350,304,000	
新日鉱ホールディングス	492,000	262	128,904,000	
横浜ゴム	492,000	406	199,752,000	
ブリヂストン	492,000	1,735	853,620,000	
日東紡績	492,000	124	61,008,000	
旭硝子	492,000	491	241,572,000	
日本板硝子	492,000	291	143,172,000	
住友大阪セメント	492,000	126	61,992,000	
太平洋セメント	492,000	100	49,200,000	
東海カーボン	492,000	376	184,992,000	
TOTO	492,000	521	256,332,000	
日本碍子	492,000	820	403,440,000	
新日本製鐵	492,000	281	138,252,000	
住友金属工業	492,000	198	97,416,000	
神戸製鋼所	492,000	133	65,436,000	
ジェイ エフ イー ホールディングス	49,200	2,035	100,122,000	
大太平洋金属	492,000	360	177,120,000	
日本軽金属	492,000	81	39,852,000	
三井金属鉱業	492,000	165	81,180,000	
東邦亜鉛	492,000	154	75,768,000	
三菱マテリアル	492,000	201	98,892,000	
住友金属鉱山	492,000	627	308,484,000	
DOWAホールディングス	492,000	238	117,096,000	
古河機械金属	492,000	82	40,344,000	
古河電気工業	492,000	255	125,460,000	
住友電気工業	492,000	653	321,276,000	
フジクラ	492,000	232	114,144,000	
SUMCO	49,200	961	47,281,200	
東洋製罐	492,000	1,141	561,372,000	
日本製鋼所	492,000	552	271,584,000	
オークマ	492,000	334	164,328,000	
小松製作所	492,000	886	435,912,000	
住友重機械工業	492,000	262	128,904,000	
日立建機	492,000	930	457,560,000	
クボタ	492,000	373	183,516,000	
荏原製作所	492,000	166	81,672,000	
ダイキン工業	492,000	1,812	891,504,000	
日本精工	492,000	338	166,296,000	
NTN	492,000	315	154,980,000	
ジェイテクト	492,000	663	326,196,000	
日立造船	492,000	71	34,932,000	
三菱重工業	492,000	314	154,488,000	
I H I	492,000	107	52,644,000	

コニカミノルタホールディングス	492,000	559	275,028,000	
ミネベア	492,000	215	105,780,000	
日立製作所	492,000	414	203,688,000	
東芝	492,000	315	154,980,000	
三菱電機	492,000	488	240,096,000	
富士電機ホールディングス	492,000	135	66,420,000	
明電舎	492,000	128	62,976,000	
ジーエス・ユアサ コーポレーション	492,000	212	104,304,000	
日本電気	492,000	268	131,856,000	
富士通	492,000	392	192,864,000	
沖電気工業	492,000	73	35,916,000	
パナソニック	492,000	1,346	662,232,000	
シャープ	492,000	631	310,452,000	
ソニー	492,000	1,972	970,224,000	
T D K	492,000	2,890	1,421,880,000	
三洋電機	492,000	129	63,468,000	
ミツミ電機	492,000	1,057	520,044,000	
アルプス電気	492,000	487	239,604,000	
パイオニア	492,000	299	147,108,000	
クラリオン	492,000	68	33,456,000	
横河電機	492,000	405	199,260,000	
アドバンテスト	984,000	1,148	1,129,632,000	
カシオ計算機	492,000	552	271,584,000	
ファナック	492,000	4,870	2,396,040,000	
京セラ	492,000	5,200	2,558,400,000	
太陽誘電	492,000	441	216,972,000	
パナソニック電工	492,000	636	312,912,000	
キヤノン	738,000	2,665	1,966,770,000	
リコー	492,000	876	430,992,000	
東京エレクトロン	492,000	2,915	1,434,180,000	
デンソー	492,000	1,650	811,800,000	
三井造船	492,000	129	63,468,000	
川崎重工業	492,000	141	69,372,000	
日産自動車	492,000	441	216,972,000	
いすゞ自動車	492,000	158	77,736,000	
トヨタ自動車	492,000	3,200	1,574,400,000	
日野自動車	492,000	211	103,812,000	
三菱自動車工業	492,000	113	55,596,000	
マツダ	492,000	200	98,400,000	
本田技研工業	984,000	1,990	1,958,160,000	
スズキ	492,000	1,220	600,240,000	
富士重工業	492,000	320	157,440,000	
テルモ	492,000	3,230	1,589,160,000	
ニコン	492,000	1,357	667,644,000	
オリンパス	492,000	1,620	797,040,000	
シチズンホールディングス	492,000	509	250,428,000	
凸版印刷	492,000	635	312,420,000	
大日本印刷	492,000	975	479,700,000	

ヤマハ	492,000	883	434,436,000	
東京電力	49,200	2,765	136,038,000	
中部電力	49,200	2,415	118,818,000	
関西電力	49,200	2,375	116,850,000	
東京瓦斯	492,000	411	202,212,000	
大阪瓦斯	492,000	332	163,344,000	
東武鉄道	492,000	475	233,700,000	
東京急行電鉄	492,000	371	182,532,000	
小田急電鉄	492,000	667	328,164,000	
京王電鉄	492,000	445	218,940,000	
京成電鉄	492,000	432	212,544,000	
東日本旅客鉄道	492	682,000	335,544,000	
西日本旅客鉄道	492	421,000	207,132,000	
日本通運	492,000	363	178,596,000	
ヤマトホールディングス	492,000	968	476,256,000	
日本郵船	492,000	382	187,944,000	
商船三井	492,000	407	200,244,000	
川崎汽船	492,000	346	170,232,000	
全日本空輸	492,000	346	170,232,000	
日本航空	492,000	199	97,908,000	
三菱倉庫	492,000	798	392,616,000	
ヤフー	1,968	26,530	52,211,040	
トレンドマイクロ	492,000	2,245	1,104,540,000	
スカパーJ S A Tホールディングス	492	30,300	14,907,600	
日本電信電話	492	407,000	200,244,000	
K D D I	4,920	527,000	2,592,840,000	
エヌ・ティ・ティ・ドコモ	492	153,100	75,325,200	
東宝	49,200	1,518	74,685,600	
エヌ・ティ・ティ・データ	4,920	292,100	1,437,132,000	
C S Kホールディングス	492,000	743	365,556,000	
コナミ	492,000	1,520	747,840,000	
ソフトバンク	1,476,000	836	1,233,936,000	
双日	49,200	158	7,773,600	
伊藤忠商事	492,000	419	206,148,000	
丸紅	492,000	336	165,312,000	
豊田通商	492,000	722	355,224,000	
三井物産	492,000	859	422,628,000	
住友商事	492,000	636	312,912,000	
三菱商事	492,000	1,488	732,096,000	
J. フロント リテイリング	492,000	381	187,452,000	
三越伊勢丹ホールディングス	492,000	863	424,596,000	
セブン&アイ・ホールディングス	492,000	2,405	1,183,260,000	
高島屋	492,000	688	338,496,000	
丸井グループ	492,000	543	267,156,000	
イオン	492,000	834	410,328,000	
ユニー	492,000	720	354,240,000	
ファーストリテイリング	492,000	8,690	4,275,480,000	
新生銀行	492,000	190	93,480,000	

日本・円	三菱UFJフィナンシャル・グループ	492,000	683	336,036,000	
	りそなホールディングス	492	92,500	45,510,000	
	中央三井トラスト・ホールディングス	492,000	336	165,312,000	
	三井住友フィナンシャルグループ	492	435,000	214,020,000	
	千葉銀行	492,000	394	193,848,000	
	横浜銀行	492,000	397	195,324,000	
	ふくおかフィナンシャルグループ	492,000	274	134,808,000	
	静岡銀行	492,000	785	386,220,000	
	住友信託銀行	492,000	433	213,036,000	
	みずほ信託銀行	492,000	107	52,644,000	
	みずほフィナンシャルグループ	492	270,000	132,840,000	
	大和証券グループ本社	492,000	582	286,344,000	
	野村ホールディングス	492,000	1,055	519,060,000	
	新光証券	492,000	224	110,208,000	
	松井証券	492,000	566	278,472,000	
	三井住友海上グループホールディングス	147,600	2,830	417,708,000	
	損害保険ジャパン	492,000	593	291,756,000	
	東京海上ホールディングス	246,000	2,780	683,880,000	
	T&Dホールディングス	49,200	3,530	173,676,000	
	クレディセゾン	492,000	879	432,468,000	
	三井不動産	492,000	1,751	861,492,000	
	三菱地所	492,000	1,783	877,236,000	
	平和不動産	492,000	220	108,240,000	
	東急不動産	492,000	257	126,444,000	
	住友不動産	492,000	1,670	821,640,000	
	電通	4,920	140,000	688,800,000	
	東京ドーム	492,000	288	141,696,000	
	セコム	492,000	3,320	1,633,440,000	
	小計	101,179,308		92,905,698,240	
	銘柄数	225			
	組入時価比率	97.7%		100.0%	
合計		101,179,308		92,905,698,240	

（注１）比率は左より組入時価の純資産総額に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。

（２）株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第２ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「デリバティブ取引等関係」に記載しております。

２ 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】（平成20年11月28日現在）

I 資産総額（円）	105,349,336,275
II 負債総額（円）	194,311,720
III 純資産総額（I－II）（円）	105,155,024,555
IV 発行済口数（口）	687,011,257,455
V 1口当たり純資産額（III／IV）（円）	0.1531

（参考）MHAM株式インデックス２２５マザーファンド

I 資産総額（円）	118,894,252,194
II 負債総額（円）	583,130,768
III 純資産総額（I－II）（円）	118,311,121,426
IV 発行済口数（口）	122,759,944,782
V 1口当たり純資産額（III／IV）（円）	0.9638

第５ 【設定及び解約の実績】

下記決算期中の設定及び解約の実績は次の通りです。

期	設定口数（口）	解約口数（口）
14期	48,073,140,236	47,940,607,022
15期	107,357,469,849	29,667,792,943
16期	257,949,604,688	48,874,902,461
17期	311,518,625,340	77,754,098,756
18期	145,672,544,156	154,966,835,690
19期	388,697,151,914	266,387,528,560
20期	243,055,099,860	379,582,510,770
21期	339,472,639,935	296,695,986,932
22期	204,111,250,877	294,860,891,277
23期	196,763,215,130	102,300,440,027

第三部 【特別情報】

第1 【委託会社等の概況】

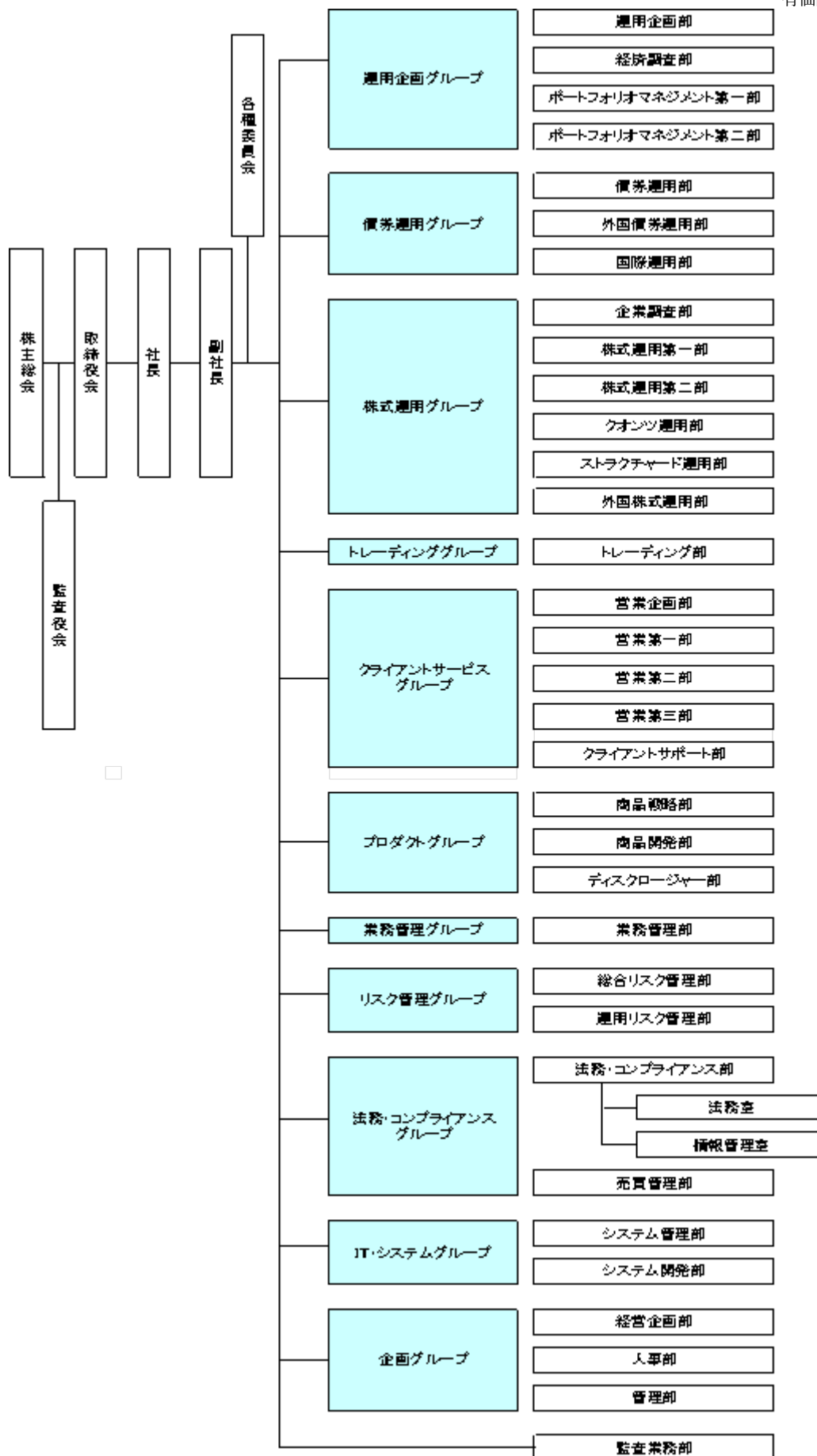
1 【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

平成20年12月31日現在	資本金	20億4,560万円
	発行する株式の総数	200万株
	発行済株式の総数	1,052,070株

(2) 会社の機構(平成20年12月31日現在)

① 会社の組織図



② 運用の基本プロセス

1 運用に関する会議および委員会

a 運用の基本計画決定に関する会議

各運用グループ長または運用各部の部長が原則月1回開催する運用会議で、各ファンドの運用に関

する基本計画を決定します。

b 運用実績の評価、モニタリングに関する委員会

リスク管理グループ長を委員長として月次で開催される運用評価委員会で運用実績の審議・評価を行います。

また、法務・コンプライアンスグループ長を委員長として原則3ヵ月に1回開催されるコンプライアンス委員会で、法令・約款、運用ガイドラインなどの社内諸規則に照らした運用内容のモニタリング結果を審議します。

2 運用の流れ

a ファンドの運用に関する基本計画の決定

各運用会議は、運用担当者が作成する資産配分、各資産内での主要投資対象等に関するファンドごとの月次の運用に関する基本計画の原案を審議し決定します。

b ファンドの具体的な運用計画の作成

運用担当者は、運用に関する基本計画にそって具体的な売買予定銘柄、数量等の月次の売買計画を作成します。

c 売買の実行指図

運用担当者は、売買計画に基づいて日々の売買の実行を指図します。

2 【事業の内容及び営業の概況】

「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者であるみずほ投信投資顧問株式会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投信委託会社として、投資信託の設定および運用（投資運用業）ならびにその受益証券（受益権）の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資一任契約に基づく運用（投資運用業）および投資助言業務を行っています。

平成20年11月28日現在、当社の投資信託は以下の通りです。

基本的性格	本数	純資産総額(円)
追加型公社債投資信託	17	270,142,591,966
追加型株式投資信託	196	1,249,053,348,956
追加型金銭信託受益権投資信託	12	23,333,920,924
単位型株式投資信託	61	152,877,350,857
合計	286	1,695,407,212,703

3 【委託会社等の経理状況】

1 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

なお、第44期事業年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）は改正前の財務諸表等規則並びに同規則第2条の規定により改正前の「投資信託及び投資法人に関する法律施行規則」（平成12年総理府令第129号）に基づき作成しております。

当社の中間財務諸表は「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）並びに同規則第38条及び第57条の規定により「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づいて作成しております。

2 当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、第44期事業年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）の財務諸表について、並びに、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第45期事業年度（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）の財務諸表について、新日本監査法人により監査を受けております。

また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第46期中間会計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）の中間財務諸表については、新日本有限責任監査法人の中間監査を受けております。

なお、新日本有限責任監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成20年7月1日をもって新日本監査法人から名称変更しております。

(1) 【貸借対照表】

区分	注記 番号	前事業年度 (平成19年3月31日)		当事業年度 (平成20年3月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
(資産の部)					
I 流動資産					
1 現金		1,459		625	
2 預金		12,725,340		7,065,880	
3 有価証券		492,700		11,992,744	
4 支払委託金					
支払委託分配金		99		-	
5 前払費用		34,220		105,790	
6 未収入金		-		5,454	
7 未収委託者報酬		1,654,756		2,310,464	
8 未収投資顧問料		42,052		-	
9 未収運用受託報酬		-		491,894	
10 繰延税金資産		151,530		221,401	
11 その他流動資産		117,042		153,475	
12 貸倒引当金		△ 1,018		△ 1,401	
流動資産合計		15,218,183	70.2	22,346,330	85.1
II 固定資産					
1 有形固定資産	※1				
(1) 建物		91,317		299,699	
(2) 器具備品		76,955		202,763	
(3) 土地		15,777		-	
有形固定資産合計		184,049	0.8	502,463	1.9
2 無形固定資産	※1				

(1) 電話加入権			12,747			12,747	
(2) ソフトウェア			80			20,840	
(3) その他無形固定資産			82			477	
無形固定資産合計			12,909	0.1		34,064	0.1
3 投資その他の資産	※2						
(1) 投資有価証券			5,142,592			2,649,681	
(2) 長期差入保証金			1,102,738			578,457	
(3) 会員権			15,500			19,500	
(4) 繰延税金資産			-			117,433	
(5) その他			1,000			4,200	
投資その他の資産合計			6,261,830	28.9		3,369,271	12.9
固定資産合計			6,458,789	29.8		3,905,799	14.9
資産合計			21,676,973	100.0		26,252,129	100.0

		前事業年度 (平成19年3月31日)			当事業年度 (平成20年3月31日)		
区分	注記 番号	金額(千円)		構成比 (%)	金額(千円)		構成比 (%)
(負債の部)							
I 流動負債							
1 預り金			400,866			25,271	
2 未払金							
(1) 未払収益分配金		2,489			2,498		
(2) 未払償還金		141,323			82,809		
(3) 未払手数料		704,508			1,000,605		
(4) その他未払金		30,111	878,433		25,942	1,111,857	
3 未払費用			590,913			1,294,253	
4 未払法人税等			611,610			622,172	
5 未払消費税等			82,511			136,087	
6 前受収益			3,133			-	
7 賞与引当金			162,000			330,000	
流動負債合計			2,729,468	12.6		3,519,641	13.4
II 固定負債							
1 長期未払金			30,192			14,667	
2 繰延税金負債			174,224			-	
3 退職給付引当金			51,914			78,809	
4 役員退職慰労引当金			34,947			71,728	
5 リース資産減損勘定			24,465			-	
6 その他固定負債			1,960			-	
固定負債合計			317,703	1.5		165,204	0.6
負債合計			3,047,171	14.1		3,684,845	14.0

		前事業年度 (平成19年3月31日)			当事業年度 (平成20年3月31日)		
区分	注記 番号	金額(千円)		構成比 (%)	金額(千円)		構成比 (%)
(純資産の部)							

I 株主資本							
1 資本金			2,045,600	9.4		2,045,600	7.8
2 資本剰余金							
(1) 資本準備金		2,266,400			2,266,400		
(2) その他資本剰余金		-			2,450,074		
資本剰余金合計			2,266,400	10.5		4,716,474	18.0
3 利益剰余金							
(1) 利益準備金		128,584			128,584		
(2) その他利益剰余金							
配当準備積立金		104,600			104,600		
退職慰労積立金		100,000			100,000		
別途積立金		9,800,000			9,800,000		
繰越利益剰余金		4,463,878			5,677,723		
利益剰余金合計			14,597,062	67.3		15,810,907	60.2
4 自己株式			△ 720,201	△ 3.3		-	-
株主資本合計			18,188,861	83.9		22,572,982	86.0
II 評価・換算差額等							
1 その他有価証券 評価差額金			440,940	2.0		△ 5,698	△ 0.0
評価・換算差額等合計			440,940	2.0		△ 5,698	△ 0.0
純資産合計			18,629,801	85.9		22,567,284	86.0
負債・純資産合計			21,676,973	100.0		26,252,129	100.0

(2) 【損益計算書】

		前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)			当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)		
区分	注記 番号	金額(千円)		百分比 (%)	金額(千円)		百分比 (%)
I 営業収益							
1 委託者報酬		10,208,656			19,457,777		
2 投資顧問料		997,505			-		
3 運用受託報酬		-			2,416,074		
4 その他営業収益		305	11,206,468	100.0	990	21,874,842	100.0
II 営業費用							
1 支払手数料			4,375,085			8,694,634	
2 広告宣伝費			267,083			506,498	
3 公告費			14,618			4,648	
4 受益証券発行費			29,437			-	
5 調査費							
(1) 調査費		280,605			674,590		
(2) 委託調査費		1,724,334			4,020,211		
(3) 図書費		5,260	2,010,200		7,947	4,702,750	
6 委託計算費			133,025			238,758	
7 営業雑経費							
(1) 通信費		53,902			70,397		
(2) 印刷費		160,569			241,701		
(3) 協会費		11,360			15,284		

(4) 諸会費		2,426			3,122		
(5) その他		38,624	266,882		71,874	402,381	
営業費用計			7,096,333	63.3		14,549,671	66.5
Ⅲ 一般管理費							
1 給料							
(1) 役員報酬	※1	60,718			117,432		
(2) 給料手当		1,059,522			1,887,640		
(3) 賞与		153,061	1,273,302		324,158	2,329,231	
2 交際費			617			775	
3 旅費交通費			56,621			114,064	
4 租税公課			38,053			99,402	
5 不動産賃借料			282,872			471,669	
6 退職給付費用			74,891			108,459	
7 福利厚生費			166,917			297,547	
8 貸倒引当金繰入			-			383	
9 賞与引当金繰入			162,000			300,575	
10 役員退職慰労引当金繰入			5,498			32,114	
11 固定資産減価償却費			42,935			115,621	
12 諸経費			206,666			417,678	
一般管理費計			2,310,374	20.6		4,287,523	19.6
営業利益			1,799,760	16.1		3,037,647	13.9

		前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)		当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(千円)	百分比 (%)	金額(千円)	百分比 (%)
Ⅳ 営業外収益					
1 受取配当金		49,060		20,969	
2 有価証券利息		173		43,685	
3 受取利息		5,307		18,805	
4 有価証券償還益		35,512		601,092	
5 時効到来償還金等		179,155		77,733	
6 雑収入		29,324		31,780	
営業外収益計		298,534	2.6	794,067	3.6
Ⅴ 営業外費用					
1 時効到来償還金等払戻損		6,334		2,632	
2 有価証券解約損		-		20,510	
3 有価証券償還損		7,067		-	
4 ヘッジ会計に係る損失		27,199		-	
5 雑損失		6,892		4,527	
営業外費用計		47,494	0.4	27,670	0.1
経常利益		2,050,800	18.3	3,804,044	17.4
Ⅵ 特別利益					
1 投資有価証券売却益		59,929		-	
2 会員権売却益		3,600		-	
特別利益計		63,529	0.6	-	-
Ⅶ 特別損失					
1 投資有価証券売却損		1,500		-	
2 基準価額相違に伴う費用		304,871		-	
3 減損損失	※2	147,008		80,910	

4 合併準備費用		7,000		-	
5 合併関連費用		-		836,999	
6 ゴルフ会員権評価損		-		4,000	
特別損失計		460,380	4.1	921,909	4.2
税引前当期純利益		1,653,950	14.8	2,882,134	13.2
法人税等		727,224	6.5	-	-
法人税、住民税及び 事業税		-	-	1,171,403	5.3
法人税等調整額		△ 88,928	△ 0.8	△ 10,164	△ 0.0
当期純利益		1,015,654	9.1	1,720,894	7.9

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

(単位：千円)

株主資本		
資本金	前期末残高	2,045,600
	当期末残高	2,045,600
資本剰余金		
資本準備金	前期末残高	2,266,400
	当期末残高	2,266,400
資本剰余金合計	前期末残高	2,266,400
	当期末残高	2,266,400
利益剰余金		
利益準備金	前期末残高	128,584
	当期末残高	128,584
その他利益剰余金		
配当準備積立金	前期末残高	104,600
	当期末残高	104,600
退職慰労積立金	前期末残高	100,000
	当期末残高	100,000
別途積立金	前期末残高	9,800,000
	当期末残高	9,800,000
繰越利益剰余金	前期末残高	3,802,041
	当期変動額	剰余金の配当 △353,817 当期純利益 1,015,654
	当期末残高	4,463,878
利益剰余金合計	前期末残高	13,935,225
	当期変動額	661,836
	当期末残高	14,597,062
自己株式	前期末残高	△17,081
	当期変動額	自己株式の取得 △703,120
	当期末残高	△720,201
株主資本合計	前期末残高	18,230,144
	当期変動額	△41,283
	当期末残高	18,188,861

評価・換算差額等			
評価・換算差額等	その他有価証券評価差額金	前期末残高	213,502
		当期変動額 (純額)	227,437
		当期末残高	440,940
	評価・換算差額等合計	前期末残高	213,502
		当期変動額	227,437
		当期末残高	440,940
純資産合計	前期末残高		18,443,647
	当期変動額		186,154
	当期末残高		18,629,801

当事業年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

(単位：千円)

株主資本		
資本金	前期末残高	2,045,600
	当期末残高	2,045,600
資本剰余金		
資本準備金	前期末残高	2,266,400
	当期末残高	2,266,400
その他資本剰余金	前期末残高	-
	当期変動額	合併による増加 2,450,074
	当期末残高	2,450,074
資本剰余金合計	前期末残高	2,266,400
	当期変動額	2,450,074
	当期末残高	4,716,474
利益剰余金		
利益準備金	前期末残高	128,584
	当期末残高	128,584
その他利益剰余金		
配当準備積立金	前期末残高	104,600
	当期末残高	104,600
退職慰労積立金	前期末残高	100,000
	当期末残高	100,000
別途積立金	前期末残高	9,800,000
	当期末残高	9,800,000
繰越利益剰余金	前期末残高	4,463,878
	当期変動額	剰余金の配当 当期純利益 △507,049 1,720,894
	当期末残高	5,677,723
利益剰余金合計	前期末残高	14,597,062
	当期変動額	1,213,845
	当期末残高	15,810,907
自己株式	前期末残高	△720,201
	当期変動額	自己株式の処分 720,201
	当期末残高	-
株主資本合計	前期末残高	18,188,861
	当期変動額	4,384,121
	当期末残高	22,572,982

評価・換算差額等		
評価・換算差額等	その他有価証券評価差額金	前期末残高
		440,940
		当期変動額 (純額)
	評価・換算差額等合計	△446,639
		当期末残高
		△5,698
純資産合計		前期末残高
		440,940
		当期変動額
		△446,639
		当期末残高
		△5,698
		前期末残高
		18,629,801
		当期変動額
		3,937,482
		当期末残高
		22,567,284

重要な会計方針

前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
1 有価証券の評価基準及び評価方法 その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） 時価のないもの 移動平均法による原価法	1 有価証券の評価基準及び評価方法 その他有価証券 時価のあるもの 同左 時価のないもの 同左
2 デリバティブ取引により生じる正味の債権及び債務の評価基準及び評価方法…時価法	2 デリバティブ取引により生じる正味の債権及び債務の評価基準及び評価方法 同左
3 固定資産の減価償却方法 (1) 有形固定資産…定率法 (2) 無形固定資産…定額法 ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における見込み利用可能期間（5年）による定額法	3 固定資産の減価償却方法 (1) 有形固定資産…同左 ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法（会計方針の変更） 法人税法の改正に伴い、当期より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。 これにより営業利益、経常利益及び税引前当期純利益は、それぞれ15,467千円減少しております。 (追加情報) 法人税法改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%相当額に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。 これにより営業利益、経常利益及び税引前当期純利益は、それぞれ558千円減少しております。 (2) 無形固定資産 同左

前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
4 引当金の計上基準	4 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金 当社の自己査定基準に基づき、一般債権については予想損失率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支払いに備えるため、将来の支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員に対する退職給付に備えるため、決算日における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、決算日において発生していると認められる額を計上しております。 (4) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労金の支給に備えて、内規にもとづく期末要支給額を計上しております。	(1) 貸倒引当金 同左 (2) 賞与引当金 同左 (3) 退職給付引当金 同左 (4) 役員退職慰労引当金 同左
5 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準 外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。	5 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準 同左
6 リース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	6 リース取引の処理方法 同左
7 ヘッジ会計の方針 時価ヘッジによっております。 ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段…株価指数先物取引、商品先物取引 ヘッジ対象…有価証券 ヘッジ方針 当社が保有する有価証券の投資リスクを低減させるためにヘッジ取引を行っております。 ヘッジの有効性評価の方法 ヘッジ対象とヘッジ手段の価格変動の相関関係を継続的に計測してヘッジの有効性を評価しております。	7 ヘッジ会計の方針 時価ヘッジによっております。 ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段…株価指数先物取引 ヘッジ対象…有価証券 ヘッジ方針 当社が保有する有価証券の投資リスクを低減させるためにヘッジ取引を行っております。 ヘッジの有効性評価の方法 ヘッジ対象とヘッジ手段の価格変動の相関関係を継続的に計測してヘッジの有効性を評価しております。
8 消費税等の処理方法 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	8 消費税等の処理方法 同左

会計方針の変更

前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準) 当事業年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。 なお、従来の「資本の部」の合計に相当する金額は18,629,801千円であります。	-----

表示方法の変更

前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
--	--

（損益計算書） 「有価証券償還益」は前事業年度まで、営業外収益の「雑収入」に含めて記載しておりましたが、営業外収益の総額の100分の10を超えたため、区分掲記しました。なお、前事業年度における「有価証券償還益」の金額は2,881千円であります。 また、「有価証券償還損」は前事業年度まで、営業外費用の「雑損失」に含めて記載しておりましたが、営業外費用の総額の100分の10を超えたため、区分掲記しました。なお、前事業年度における「有価証券償還損」の金額は1,000千円であります。	（貸借対照表及び損益計算書） 当事業年度より、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づき、「未収投資顧問料」を「未収運用受託報酬」、「投資顧問料」を「運用受託報酬」、「法人税等」を「法人税、住民税及び事業税」に変更いたしました。 また、「有価証券解約損」は前事業年度まで、営業外費用の「雑損失」に含めて記載しておりましたが、営業外費用の総額の100分の10を超えたため、区分掲記しました。なお、前事業年度における「有価証券解約損」の金額は0千円であります。
---	---

追加情報

前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
（富士投信投資顧問株式会社との合併について） 当社は、平成19年3月15日に合併契約書を締結し、平成19年7月1日付けで富士投信投資顧問株式会社と合併することとなりました。 1. 合併の目的 資産運用業務においては、投信を中心に今後の市場拡大が見込まれる一方、競争はさらに厳しくなることが予想されております。こうした環境を踏まえ、近時ますます多様化・高度化するお客さまの投資ニーズに的確に対応していくには、両社の持つ経営基盤、これまで培ってきたノウハウを発展的に融合することがベストであると判断し、両社間で合併に至ったものであります。 2. 合併する相手会社の名称 富士投信投資顧問株式会社 3. 合併の方法、合併後の会社の名称 本件合併にあたっては、当社を吸収合併存続会社とし、富士投信投資顧問株式会社を吸収合併消滅会社とします。 また、新会社（以下、「新会社」という。）の商号は、みずほ投信投資顧問株式会社（英文名：Mizuho Asset Management Co.,Ltd.）とします。 4. 合併比率等 ①合併比率 富士投信投資顧問株式会社株式1株につき、当社株式13.5株の割合（以下「合併比率」）をもって割当交付いたします。 ②合併により発行する株式の種類及び数 当社は、本件合併に際して普通株式212,870株を発行します。 ③資本金、資本準備金その他 本合併により増加する当社の資本金、準備金及び剰余金の額は次のとおりです。 ア. 資本金の額 0円 イ. 資本準備金の額 0円 ウ. 資本剰余金の額 会社計算規則第58条第1項第1号ロに定める株主払込資本変動額 エ. 利益準備金の額 0円 オ. 利益剰余金の額 0円 5. 富士投信投資顧問株式会社の概要 ①事業内容 ・投資信託における委託会社の業務 ・内外の有価証券等に係る投資顧問業務及び投資一任契約に係る業務 ・その他前各号の業務に付帯又は関連する一切の業務 ②営業成績及び財産の状況	-----
区分	平成18年3月期
営業収益	5,542百万円

当期純利益	476百万円
資産の額	4,260百万円
負債の額	1,276百万円
純資産の額	2,983百万円
6. 合併効力発生日 平成19年7月1日	

注記事項

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成19年3月31日)	当事業年度 (平成20年3月31日)
※1 有形固定資産及び無形固定資産の減価償却累計額 建物 165,946千円 器具備品 184,344千円 ソフトウェア 1,108千円 その他無形固定資産 164千円	※1 有形固定資産及び無形固定資産の減価償却累計額 建物 32,488千円 器具備品 271,535千円 ソフトウェア 65,787千円 その他無形固定資産 368千円
※2 担保に提供している資産 投資有価証券24,800千円につきましては、投資顧問業登録及び認可に係る営業保証金の供託として差し入れております。	※2 担保に提供している資産 投資有価証券25,072千円につきましては、投資顧問業登録及び認可に係る営業保証金の供託として差し入れております。

(損益計算書関係)

前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)																				
※1 役員報酬の範囲額 取締役 月額 25,000千円 監査役 月額 6,000千円	-----																				
※2 減損損失 (経緯) 平成19年2月20日開催の取締役会において、富士投信投資顧問株式会社との合併効力発生日である平成19年7月1日付けでの本社社屋の移転を決議したため、現在の本社社屋（東京都千代田区）の建物附属設備等のうち当事業年度末日現在で廃止が決定している資産につき、減損損失を認識いたしました。 (減損損失の金額) <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th><th>金額（千円）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建物</td><td>115,092</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>7,450</td></tr> <tr> <td>リース資産</td><td>24,465</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>147,008</td></tr> </tbody> </table> なお、減損損失を計上した各資産の回収可能額は、資産毎の使用価値により算定しております。 また、当該減損損失は、特別損失に計上しております。	種類	金額（千円）	建物	115,092	器具備品	7,450	リース資産	24,465	合計	147,008	※2 減損損失 (経緯) 平成20年3月3日開催の取締役会において、売却の意思決定がされた資産につき、減損損失を認識いたしました。 (減損損失の金額) <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th><th>金額（千円）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建物</td><td>67,501</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>12,958</td></tr> <tr> <td>売却経費</td><td>450</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>80,910</td></tr> </tbody> </table> なお、減損損失を計上した各資産の回収可能額は、資産毎の正味売却価額により算定しております。 また、当該減損損失は、特別損失に計上しております。	種類	金額（千円）	建物	67,501	器具備品	12,958	売却経費	450	合計	80,910
種類	金額（千円）																				
建物	115,092																				
器具備品	7,450																				
リース資産	24,465																				
合計	147,008																				
種類	金額（千円）																				
建物	67,501																				
器具備品	12,958																				
売却経費	450																				
合計	80,910																				

(株主資本等変動計算書の注記)

前事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項				
株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末

普通株式（株）	839,200	-	-	839,200
---------	---------	---	---	---------

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	770	25,850	-	26,620

（変動事由の概要）

増加数の内訳は、次の通りであります。

平成18年6月16日開催の第43回定時株主総会決議に基づく取得による増加 25,850株

3. 配当に関する事項

（1）配当金支払額

平成18年6月16日の第43回定時株主総会において、次のとおり決議しました。

- | | |
|------------|--------------|
| 1）配当金の総額 | 353,817,460円 |
| 2）1株当たり配当額 | 422円 |
| 3）基準日 | 平成18年3月31日 |
| 4）効力発生日 | 平成18年6月16日 |

（2）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成19年6月15日の第44回定時株主総会において、次のとおり決議しております。

- | | |
|------------|--------------|
| 1）配当金の総額 | 507,049,920円 |
| 2）配当の原資 | 利益剰余金 |
| 3）1株当たり配当額 | 624円 |
| 4）基準日 | 平成19年3月31日 |
| 5）効力発生日 | 平成19年6月18日 |

当事業年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	839,200	212,870	-	1,052,070

（変動事由の概要）

増加数の内訳は、次の通りであります。

合併に伴う新株式の発行による増加 212,870株

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	26,620	-	26,620	-

（変動事由の概要）

減少数の内訳は、次の通りであります。

合併に伴う自己株式の処分による減少 26,620株

3. 配当に関する事項

（1）配当金支払額

平成19年6月15日の第44回定時株主総会において、次のとおり決議しました。

- | | |
|------------|--------------|
| 1）配当金の総額 | 507,049,920円 |
| 2）1株当たり配当額 | 624円 |
| 3）基準日 | 平成19年3月31日 |
| 4）効力発生日 | 平成19年6月18日 |

（2）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成20年6月17日の第45回定時株主総会において、次のとおり決議しております。

- | | |
|------------|--------------|
| 1）配当金の総額 | 859,541,190円 |
| 2）配当の原資 | 利益剰余金 |
| 3）1株当たり配当額 | 817円 |
| 4）基準日 | 平成20年3月31日 |
| 5）効力発生日 | 平成20年6月18日 |

（リース取引関係）

前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)		
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引		
① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額	① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額		
	器具備品 (千円)	車両及び 運搬具 (千円)	合計 (千円)
取得価額相当額	39,584	5,579	45,164
減価償却累計額 相当額	6,645	1,859	8,504
減損損失累計額 相当額	24,465	-	24,465
期末残高相当額	8,474	3,719	12,193
② 未経過リース料期末残高相当額	② 未経過リース料期末残高相当額		
1年以内	8,764千円		
1年超	28,390千円		
合計	37,155千円		
リース資産減損勘定期末残高	24,465千円		
③ 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額及び減損損失	支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息 相当額		
支払リース料	9,925千円		
減価償却費相当額	8,949千円		
支払利息相当額	1,220千円		
減損損失	24,465千円		
④ 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法	④ 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法		
減価償却費相当額の算定方法	減価償却費相当額の算定方法		
…リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。	同左		
利息相当額の算定方法	利息相当額の算定方法		
…リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。	同左		

(有価証券関係)

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの

前事業年度(平成19年3月31日現在)

該当事項はありません。

当事業年度(平成20年3月31日現在)

該当事項はありません。

2 子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

前事業年度(平成19年3月31日現在)

該当事項はありません。

当事業年度(平成20年3月31日現在)

該当事項はありません。

3 その他有価証券で時価のあるもの

区分	前事業年度 (平成19年3月31日)			当事業年度 (平成20年3月31日)		
	取得原価 (千円)	貸借対照表日 における貸借 対照表計上額 (千円)	差額 (千円)	取得原価 (千円)	貸借対照表日 における貸借 対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの						
① 株式	78,015	185,350	107,334	14,345	19,169	4,824
② 債券	—	—	—	3,499,629	3,499,744	115
③ 証券投資信託	3,075,238	3,739,606	664,367	999,300	1,059,940	60,639
小計	3,153,254	3,924,956	771,702	4,513,275	4,578,854	65,579
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの						
① 株式	—	—	—	63,670	52,065	△ 11,605
② 債券	25,121	24,800	△ 321	7,018,427	7,018,072	△ 354
③ 証券投資信託	1,200,998	1,173,067	△ 27,930	1,045,581	982,354	△ 63,226
小計	1,226,119	1,197,867	△ 28,251	8,127,679	8,052,492	△ 75,186
合計	4,379,374	5,122,824	743,450	12,640,954	12,631,346	△ 9,607

4 当事業年度中に売却したその他有価証券

区分	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
売却額 (千円)	141,070	113,315
売却益の合計額 (千円)	59,929	—
売却損の合計額 (千円)	1,500	—

前事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)中に解約・償還したその他有価証券は以下のとおりであります。

解約・償還額	3,246,525千円
解約・償還益	51,169千円
解約・償還損	7,065千円

当事業年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)中に解約・償還したその他有価証券は以下のとおりであります。

解約・償還額	2,807,380千円
解約・償還益	616,142千円
解約・償還損	20,768千円

5 時価評価されていない有価証券

内容	前事業年度 (平成19年3月31日)	当事業年度 (平成20年3月31日)
	貸借対照表計上額(千円)	貸借対照表計上額(千円)
非上場株式	512,467	511,079
国内CD	—	1,500,000

6 その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の決算日後における償還予定額

前事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

区分	1年以内(千円)	1年超5年以内(千円)	5年超10年以内(千円)	10年超(千円)
① 債券				
国債	—	24,800	—	—
② 証券投資信託	492,700	—	—	—
合計	492,700	24,800	—	—

当事業年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

区分	1年以内(千円)	1年超5年以内(千円)	5年超10年以内(千円)	10年超(千円)
① 債券				
国債	10,492,744	25,072	—	—
② 証券投資信託	—	—	—	—
③ 国内CD	1,500,000	—	—	—
合計	11,992,744	25,072	—	—

(デリバティブ取引関係)

1 取引の状況に関する事項

前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
--	--

1 取引の内容 利用しているデリバティブ取引は、株価指数先物取引及び商品先物取引であります。 2 取引に対する取組方針 デリバティブ取引は、将来の市場の変動によるリスク低減を目的としており、投機的な取引は行わない方針であります。 3 取引の利用目的 デリバティブ取引は、当社が保有する特定の有価証券の投資リスクを低減させる目的で利用しており、当該取引についてヘッジ会計を行っております。 ① ヘッジ会計の方針 時価ヘッジによっております。 ② ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段…株価指数先物取引、商品先物取引 ヘッジ対象…有価証券 ③ ヘッジ方針 当社が保有する有価証券の投資リスクを低減させるため、対象有価証券の時価総額の範囲内でヘッジを行っております。 ④ ヘッジの有効性評価の方法 ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間においてヘッジ手段とヘッジ対象の価格変動の相関関係を継続的に計測する事によりヘッジの有効性を評価しております。 4 取引に係るリスクの内容 株価指数先物取引及び商品先物取引は、市場変動によるリスクを有しております。 5 取引に係るリスクの管理体制 デリバティブ取引については社内ルールに従い、取締役会の承認のもとに総務部が管理を行い、売買管理部が取引を執行しております。 また、所定の期間毎に取引状況について取締役会へ報告を行っております。	1 取引の内容 利用しているデリバティブ取引は、株価指数先物取引であります。 2 取引に対する取組方針 同左 3 取引の利用目的 デリバティブ取引は、当社が保有する特定の有価証券の投資リスクを低減させる目的で利用しており、当該取引についてヘッジ会計を行っております。 ① ヘッジ会計の方針 時価ヘッジによっております。 ② ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段…株価指数先物取引 ヘッジ対象…有価証券 ③ ヘッジ方針 当社が保有する有価証券の投資リスクを低減させるため、対象有価証券の時価総額の範囲内でヘッジを行っております。 ④ ヘッジの有効性評価の方法 ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間においてヘッジ手段とヘッジ対象の価格変動の相関関係を継続的に計測する事によりヘッジの有効性を評価しております。 4 取引に係るリスクの内容 株価指数先物取引は、市場変動によるリスクを有しております。 5 取引に係るリスクの管理体制 デリバティブ取引については社内ルールに従い、取締役会の承認のもとに管理部が管理を行い、トレーディング部が取引を執行しております。 また、所定の期間毎に取引状況について取締役会へ報告を行っております。
--	--

2 取引の時価等に関する事項

前事業年度(平成19年3月31日)

ヘッジ会計を適用しているものは開示の対象から除いており、該当事項はありません。

当事業年度(平成20年3月31日)

ヘッジ会計を適用しているものは開示の対象から除いており、該当事項はありません。

(退職給付関係)

前事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

1 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、適格退職年金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として企業型確定拠出年金制度を設けております。

2 退職給付債務に関する事項

① 退職給付債務	(注1)	361,775千円
② 年金資産		309,860千円
③ 退職給付引当金		51,914千円

(注1) 当社は退職給付債務の算定にあたり、簡便法（在籍する従業員については退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とし、年金受給者及び待機者については直近の年金財政計算上の責任準備金の額を退職給付債務とする方法）を採用しております。

3 退職給付費用に関する事項

① 勤務費用	(注1)	74,891千円
--------	------	----------

② 退職給付費用 74,891千円

(注1) 確定拠出型制度の退職給付費用10,606千円を含めております。

4 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項
適格退職年金の責任準備金の計算基礎数値

① 割引率	2.5%
② 予定計算利率	0.75%及び1.00%
③ 過去勤務債務の償却方法	定額償却
④ 過去勤務債務の償却割合	35/100

当事業年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

1 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、適格退職年金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として企業型確定拠出年金制度を設けております。

2 退職給付債務に関する事項

① 退職給付債務 (注1)	510,895千円
② 年金資産	432,086千円
③ 退職給付引当金	78,809千円

(注1) 当社は退職給付債務の算定にあたり、簡便法（在籍する従業員については退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とし、年金受給者及び待機者については直近の年金財政計算上の責任準備金の額を退職給付債務とする方法）を採用しております。

3 退職給付費用に関する事項

① 勤務費用 (注1)	108,459千円
② 退職給付費用	108,459千円

(注1) 確定拠出型制度の退職給付費用10,603千円を含めております。

4 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項
適格退職年金の責任準備金の計算基礎数値

① 割引率	2.5%及び4.5%
② 予定計算利率	0.75%及び1.00%
③ 過去勤務債務の償却方法	定額償却
④ 過去勤務債務の償却割合	20/100及び35/100

(税効果会計関係)

前事業年度 (平成19年3月31日)	当事業年度 (平成20年3月31日)
1 繰延税金資産の発生主な原因別の内訳	1 繰延税金資産の発生主な原因別の内訳
繰延税金資産	繰延税金資産
有価証券償却超過額 11,681千円	有価証券償却超過額 11,432千円
ソフトウェア償却超過額 19,433千円	ソフトウェア償却超過額 33,791千円
賞与引当金損金算入限度超過額 65,917千円	賞与引当金損金算入限度超過額 134,277千円
退任役員退職年金未払金 21,528千円	退任役員退職年金未払金 12,285千円
ゴルフ会員権償却超過額 39,967千円	ゴルフ会員権償却超過額 62,754千円

未払事業税	49,414千円	未払事業税	58,774千円
退職給付引当金	21,123千円	退職給付引当金	32,067千円
減損損失	59,817千円	減損損失	9,195千円
その他	43,286千円	その他	56,600千円
小計	332,171千円	小計	411,178千円
評価性引当額	△52,354千円	評価性引当額	△76,252千円
評価差額金	△302,510千円	評価差額金	3,909千円
繰延税金資産の純額	△22,693千円	繰延税金資産の純額	338,834千円
2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳		2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	
法定実効税率	40.69%	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。	
(調整)			
評価性引当額	△1.86%		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.23%		
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.75%		
住民税均等割等	0.31%		
その他	△0.03%		
税効果会計適用後の法人税等の負担率	38.59%		

(持分法損益等)

前事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

当事業年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

1. 結合当事企業の名称及び事業の内容、企業結合の法的形式、結合後企業の名称並びに取引の目的を含む取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及び事業の内容

①結合企業 第一勧業アセットマネジメント株式会社（当社）

事業の内容 投資信託における委託会社の業務、内外の有価証券等に係る投資顧問業務及び投資一任契約に係る業務及びそれらに付帯または関連する一切の業務

②被結合企業 富士投信投資顧問株式会社

事業の内容 投資信託における委託会社の業務、内外の有価証券等に係る投資顧問業務及び投資一任契約に係る業務及びそれらに付帯または関連する一切の業務

(2) 企業結合の法的形式及び結合後企業の名称

当社を存続会社とし、富士投信投資顧問株式会社を消滅会社とする吸収合併であり、両社はともに株式会社みずほフィナンシャルグループを親会社としております。なお、結合後企業の名称はみずほ投信投資顧問株式会社となっており、合併により普通株式239,490株を交付しております。また、合併による資本金の増加はありません。

(3) 取引の目的を含む取引の概要

近時ますます多様化・高度化するお客さまの投資ニーズに的確に対応していくには、両社が持つ経営基盤、これまで培ってきたノウハウを発展的に融合することがベストであると判断し、平成19年7月

1日を合併期日として富士投信投資顧問株式会社と合併しました。

2. 実施した会計処理の概要

当社が富士投信投資顧問株式会社より受入れた資産及び負債は、合併期日（平成19年7月1日）の前日に付された適正な帳簿価額により計上しました。

（関連当事者との取引）

前事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

(1) 兄弟会社

属性	名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権の所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	株式会社みずほ銀行	東京都千代田区	650,000 百万円	銀行業	なし	なし	証券投資信託の販売	支払手数料	1,035,640	未払手数料	142,195
親会社の子会社	みずほインベスターズ証券株式会社	東京都中央区	80,288 百万円	証券業	直接 0.0%	なし	証券投資信託の販売	支払手数料	1,565,874	未払手数料	232,631
親会社の子会社	みずほ信託銀行株式会社	東京都中央区	247,231 百万円	信託 銀行業	なし	なし	信託財産の管理	委託者報酬	5,264,861	未収委託者報酬	1,093,892
親会社の子会社	富士投信投資顧問株式会社	東京都中央区	2,050 百万円	投資信託委託業務・投資顧問業務	なし	なし	なし	敷金の預り	288,472	預り金	288,472

（取引条件及び取引条件の決定方針等）

一般的取引条件と同様に決定しております。

当事業年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

(1) 親会社及び法人主要株主

属性	名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権の所有 (被所有) 割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区	1,540,965 百万円	子会社の経営管理	被所有 直接 98.7%	なし	経営管理	自己株式の処分	679,105	—	—

(2) 兄弟会社

属性	名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権の所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	株式会社みずほ銀行	東京都千代田区	650,000 百万円	銀行業	なし	なし	投資信託の販売	支払手数料	3,110,308	未払手数料	411,412
親会社の子会社	みずほインベスターズ証券株式会社	東京都中央区	80,288 百万円	証券業	直接 0.0%	なし	投資信託の販売	支払手数料	2,007,488	未払手数料	193,543
親会社の子会社	みずほ信託銀行株式会社	東京都中央区	247,231 百万円	信託 銀行業	なし	なし	信託財産の管理	委託者報酬	12,559,261	未収委託者報酬	1,801,982

（取引条件及び取引条件の決定方針等）

一般取引条件と同様に決定しております。

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
1株当たり純資産額 22,926.72円	1株当たり純資産額 21,450.36円
1株当たり当期純利益 1,237.51円	1株当たり当期純利益 1,733.85円
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載していません。	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載していません。
(1株当たり当期純利益の算定上の基礎)	(1株当たり当期純利益の算定上の基礎)
損益計算書上の当期純利益 1,015,654千円	損益計算書上の当期純利益 1,720,894千円
普通株式に係る当期純利益 1,015,654千円	普通株式に係る当期純利益 1,720,894千円
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。	普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。
普通株式の期中平均株式数 820,724株	普通株式の期中平均株式数 992,524株

(重要な後発事象)

前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
該当事項はありません。	同左

(4) 中間貸借対照表

		第46期中間会計期間末 (平成20年9月30日現在)
区分	注記 番号	金額(千円)
(資産の部)		
I 流動資産		
1 現金及び預金		8,616,179
2 有価証券		6,295,790
3 未収委託者報酬		2,335,500
4 未収運用受託報酬		1,085,047
5 繰延税金資産		203,273
6 その他		272,161
7 貸倒引当金		△ 1,710
流動資産合計		18,806,242
II 固定資産		
1 有形固定資産	※ 1	
(1) 建物（純額）		281,078
(2) 器具備品（純額）		184,642
(3) リース資産（純額）		23,202
有形固定資産合計		488,924
2 無形固定資産		27,930
3 投資その他の資産		
(1) 投資有価証券	※ 2	5,931,579

(2) 長期差入保証金		578,167
(3) 繰延税金資産		143,810
(4) その他		27,900
投資その他の資産合計		6,681,457
固定資産合計		7,198,311
資産合計		26,004,554

		第46期中間会計期間末 (平成20年9月30日現在)
区分	注記 番号	金額(千円)
(負債の部)		
I 流動負債		
1 リース債務		11,278
2 未払金		1,080,108
3 未払費用		1,531,928
4 未払法人税等		415,949
5 未払消費税等		57,343
6 賞与引当金		347,000
7 その他		98,610
流動負債合計		3,542,218
II 固定負債		
1 リース債務		26,644
2 長期未払金		10,215
3 退職給付引当金		41,631
4 役員退職慰労引当金		77,454
固定負債合計		155,945
負債合計		3,698,164

		第46期中間会計期間末 (平成20年9月30日現在)
区分	注記 番号	金額(千円)
(純資産の部)		
I 株主資本		
1 資本金		2,045,600
2 資本剰余金		
(1) 資本準備金		2,266,400
(2) その他資本剰余金		2,450,074
資本剰余金合計		4,716,474
3 利益剰余金		
(1) 利益準備金		128,584
(2) その他利益剰余金		
配当準備積立金		104,600
退職慰労積立金		100,000
別途積立金		9,800,000

繰越利益剰余金		5,474,438
利益剰余金合計		15,607,623
株主資本合計		22,369,698
II 評価・換算差額等		
1 その他有価証券評価差額金		△ 63,308
評価・換算差額等合計		△ 63,308
純資産合計		22,306,390
負債純資産合計		26,004,554

(5) 中間損益計算書

		第46期中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
区分	注記 番号	金額(千円)
I 営業収益	※ 1	
1 委託者報酬		9,608,730
2 運用受託報酬		1,275,628
営業収益計		10,884,358
II 営業費用及び一般管理費		9,623,555
営業利益		1,260,802
III 営業外収益		
1 受取配当金		16,344
2 有価証券利息		33,882
3 受取利息		3,878
4 有価証券解約益		1,280
5 時効到来償還金等		13,003
6 その他		4,647
営業外収益計		73,037
IV 営業外費用		
1 有価証券解約損		6,915
2 時効到来償還金等払戻損		19,334
3 その他		3,497
営業外費用計		29,747
経常利益		1,304,093
V 特別利益		
1 投資有価証券売却益		3,436
特別利益計		3,436
VI 特別損失		
1 システム統合費用		199,991
2 リース会計基準適用に伴う影響額		14,726
3 保養所処分損		3,353
特別損失計		218,071
税引前中間純利益		1,089,458
法人税、住民税及び事業税		401,928
法人税等調整額		31,274
中間純利益		656,256

(6) 中間株主資本等変動計算書

第46期中間会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

(単位：千円)

株主資本		
資本金	平成20年3月31日残高	2,045,600
	平成20年9月30日残高	2,045,600
資本剰余金		
資本準備金	平成20年3月31日残高	2,266,400
	平成20年9月30日残高	2,266,400
その他資本剰余金	平成20年3月31日残高	2,450,074
	平成20年9月30日残高	2,450,074
資本剰余金合計	平成20年3月31日残高	4,716,474
	平成20年9月30日残高	4,716,474
利益剰余金		
利益準備金	平成20年3月31日残高	128,584
	平成20年9月30日残高	128,584
その他利益剰余金		
配当準備積立金	平成20年3月31日残高	104,600
	平成20年9月30日残高	104,600
退職慰労積立金	平成20年3月31日残高	100,000
	平成20年9月30日残高	100,000
別途積立金	平成20年3月31日残高	9,800,000
	平成20年9月30日残高	9,800,000
繰越利益剰余金	平成20年3月31日残高	5,677,723
	中間会計期間中の変動額 剰余金の配当 中間純利益	△ 859,541 656,256
	平成20年9月30日残高	5,474,438
利益剰余金合計	平成20年3月31日残高	15,810,907
	中間会計期間中の変動額	△ 203,284
	平成20年9月30日残高	15,607,623
株主資本合計	平成20年3月31日残高	22,572,982
	中間会計期間中の変動額	△ 203,284
	平成20年9月30日残高	22,369,698

評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	平成20年3月31日残高	△5,698
	中間会計期間中の変動額（純額）	△57,609
	平成20年9月30日残高	△63,308
評価・換算差額等合計	平成20年3月31日残高	△5,698
	中間会計期間中の変動額	△57,609
	平成20年9月30日残高	△63,308
純資産合計	平成20年3月31日残高	22,567,284
	中間会計期間中の変動額	△260,894
	平成20年9月30日残高	22,306,390

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	第46期中間会計期間 (自 平成20年4月 1 日 至 平成20年9月30日)
1 資産の評価基準及び評価方法	(1) その他有価証券 ① 時価のあるもの 中間決算日の市場価格に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。 ② 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。 (2) デリバティブ取引により生じる正味の債権及び債務 時価法を採用しております。
2 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定率法を採用しております。 ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法を採用しております。 (2) 無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における見込み利用可能期間（5年）による定額法を採用しております。 (3) リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定率法を採用しております。
3 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 当社の自己査定基準に基づき、一般債権については予想損失率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支払いに備えるため、将来の支給見込額のうち当中間会計期間の負担額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員に対する退職給付に備えるため、中間決算日における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 (4) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労金の支給に備えて、内規にもとづく当中間会計期間末要支給額を計上しております。
4 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

	第46期中間会計期間 (自 平成20年4月 1 日 至 平成20年9月30日)
5 ヘッジ会計の方法	ヘッジ会計の方法 時価ヘッジによっております。 ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段…株価指数先物取引 ヘッジ対象…有価証券 ヘッジ方針 当社が保有する有価証券の投資リスクを低減させるためにヘッジ取引を行っております。 ヘッジの有効性評価の方法 ヘッジ対象とヘッジ手段の価格変動の相関関係を継続的に計測してヘッジの有効性を評価しております。
6 その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

	第46期中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
1 会計処理基準に関する事項の変更	（リース取引に関する会計基準の適用） 「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号）及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号）が平成20年4月1日以降開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から同会計基準及び適用指針を適用しております。 これにより、所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、前事業年度末までに開始した取引を含め、通常の売買取引に係る会計処理によっております。また、当該取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とする定率法を採用しております。なお、この変更による前事業年度末までの税引前当期純利益にかかる累積的影響額は、特別損失として処理しております。 これにより、従来の方法に比べ、固定資産は23,202千円、流動負債は11,278千円、固定負債は26,644千円増加し、営業利益は793千円、経常利益は5千円増加し、税引前中間純利益が14,720千円減少しております。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

	第46期中間会計期間末 (平成20年9月30日現在)
※ 1 有形固定資産の減価償却累計額	370,462千円
※ 2 担保に提供している資産	投資有価証券24,995千円につきましては、投資顧問業登録及び認可に係る営業保証金の供託として差し入れております。

（中間損益計算書関係）

	第46期中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
※ 1 減価償却実施額	有形固定資産 56,595千円 無形固定資産 6,134千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

第46期中間会計期間（自 平成20年4月1日至 平成20年9月30日）

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末	増加	減少	当中間会計期間末
発行済株式				
普通株式（株）	1,052,070	-	-	1,052,070
合計	1,052,070	-	-	1,052,070

2 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成20年6月17日定 時株主総会	普通株式	859,541千円	817円	平成20年3月31日	平成20年6月18日

（リース取引関係）

第46期中間会計期間
(自 平成20年4月1日
至 平成20年9月30日)

1 所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

主として、事務用機器及び車両運搬具であります。

(2) リース資産の減価償却の方法

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項「2 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(有価証券関係)

第46期中間会計期間末（平成20年9月30日現在）

1 時価のある有価証券

区分	取得原価 (千円)	中間貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
(1) その他有価証券			
① 株式	78,015	59,703	△18,312
② 債券	4,320,955	4,320,785	△170
③ 証券投資信託	5,441,646	5,353,388	△88,258
計	9,840,617	9,733,876	△106,740

2 時価評価されていない主な有価証券

区分	中間貸借対照表計上額(千円)
その他有価証券	
① 非上場株式	493,493
② 国内CD	2,000,000
計	2,493,493

(デリバティブ取引関係)

第46期中間会計期間末（平成20年9月30日現在）

ヘッジ会計を適用しているものは開示の対象から除いており、該当事項はありません。

(一株当たり情報)

第46期中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	
1 株当たり純資産額	21,202.38円
1 株当たり中間純利益	623.77円
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	

(注) 算定上の基礎

1 1株当たり中間純利益

中間損益計算書上の中間純利益	656,256千円
普通株主に帰属しない金額	—
普通株式に係る中間純利益	656,256千円
普通株式の期中平均株式数	1,052,070株

(重要な後発事象)

第46期中間会計期間末（平成20年9月30日現在）

該当事項はありません。

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)および(5)において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)および(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5 【その他】

- (1) 定款の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項(平成20年12月31日現在)
該当事項はありません。
- (2) 訴訟事件その他の重要事項(平成20年12月31日現在)
会社に重要な影響を与えることが予想される事実はありません。

第2 【その他の関係法人の概況】

1 【名称、資本金の額及び事業の内容】

名称		資本金の額 (百万円)	事業の内容
(1) 受託会社	みずほ信託銀行株式会社	247,231	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を行っています。

(2) 販売会社	みずほインベスターズ証券株式会社	80,288	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
	SMBCフレンド証券株式会社	27,270	
	株式会社SBI証券	47,937	
	飯塚中川証券株式会社	100	
	白木証券株式会社	255	
	おきなわ証券株式会社	628	
	ジョインベスト証券株式会社	21,400	
	田原証券株式会社	100	
	大熊本証券株式会社	343	
	長野證券株式会社	600	
	日産センチュリー証券株式会社	1,500	
	前田証券株式会社	2,198	
	マネックス証券株式会社	7,425	
	八幡証券株式会社	1,260	
	楽天証券株式会社	7,445	
	株式会社みずほ銀行	650,000	銀行法に基づき監督官庁の免許を受け、銀行業を営んでいます。
	株式会社みずほコーポレート銀行	1,070,965	
	株式会社池田銀行	64,365	
	株式会社茨城銀行	15,541	
	株式会社イーバンク銀行	50,002	
	株式会社愛媛銀行	19,078	
	株式会社きらやか銀行	7,700	
	株式会社熊本ファミリー銀行	2,802	
	株式会社京葉銀行	49,759	
	株式会社西京銀行	12,690	
	株式会社島根銀行	6,400	
	株式会社清水銀行	8,670	
	株式会社親和銀行	25,831	
	株式会社第三銀行	22,461	
	株式会社大東銀行	14,706	
	株式会社東邦銀行	18,684	
	株式会社トマト銀行	14,310	
	株式会社富山銀行	5,462	
	株式会社名古屋銀行	25,090	
	株式会社西日本シティ銀行	85,745	
	株式会社びわこ銀行	28,000	
	株式会社福邦銀行	4,300	
	株式会社北越銀行	24,488	
	株式会社北陸銀行	140,409	
	株式会社北海道銀行	93,524	
	株式会社宮崎太陽銀行	5,752	
	株式会社損害保険ジャパン	70,000	保険業法に基づき監督官庁の免許を受け、損害保険業を営んでいます。
	第一勧業信用組合*	9,066	協同組合による金融事業に関する法律に基づき金融事業を営んでいます。

(注) 資本金の額について・・・平成20年9月末現在

* 第一信用組合の資本金の額の個所には出資の額を記載しております。

2 【関係業務の概要】

(1) 受託会社

ファンドの受託会社として、信託財産を保管・管理し、受益権設定にかかる振替機関への通知等を行います。

(2) 販売会社

ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付けならびに収益分配金、償還金および一部解約金の支払等を行います。

※ マネックス証券株式会社は、新規の受益権のお申込みの取扱いは行いません。

3 【資本関係】（持株比率5.0%以上を記載します。）

委託会社と平成21年1月23日現在の関係法人との間の主な資本関係は以下の通りです。

委託会社は販売会社である田原証券株式会社の発行する株式のうち8.00%を保有しております。

<参考：再信託受託会社の概要>

名称：資産管理サービス信託銀行株式会社

業務の概要：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：原信託契約にかかる信託業務の一部(信託財産の管理)を原信託受託会社から再信託受託会社(資産管理サービス信託銀行株式会社)へ委託するため、原信託財産の全てを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

第3 【参考情報】

下記の書類が関東財務局長に提出されております。

平成19年12月17日 有価証券届出書の訂正届出書

平成20年1月24日 有価証券報告書

平成20年1月24日 有価証券届出書

平成20年7月24日 半期報告書

平成20年7月24日 有価証券届出書の訂正届出書

独立監査人の監査報告書

平成20年12月2日

みずほ投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	成澤 和己 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	樽本 修平 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているMHAM株式インデックスファンド225の平成19年10月25日から平成20年10月24日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、MHAM株式インデックスファンド225の平成20年10月24日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

みずほ投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)上記は、当社が監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[委託会社の監査報告書（当期）へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成20年6月17日

みずほ投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

新日本監査法人

代表社員	公認会計士	成澤 和己 印
業務執行社員		
代表社員	公認会計士	樽本 修平 印
業務執行社員		
業務執行社員	公認会計士	茂木 哲也 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理の状況」に掲げられているみずほ投信投資顧問株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第45期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、みずほ投信投資顧問株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)上記は、当社が監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[委託会社の監査報告書（当期中間）へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成20年12月24日

みずほ投信投資顧問株式会社
取締役会 御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	樽本 修平 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	茂木 哲也 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	福村 寛 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているみずほ投信投資顧問株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第46期事業年度の中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、みずほ投信投資顧問株式会社の平成20年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)上記は、当社が中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成19年12月 6 日

みずほ投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

新日本監査法人

代表社員	公認会計士	成澤 和己 印
業務執行社員		
代表社員	公認会計士	樽本 修平 印
業務執行社員		

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているMHAM株式インデックスファンド225（旧ファンド名 株式インデックスファンド225）の平成18年10月25日から平成19年10月24日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、MHAM株式インデックスファンド225（旧ファンド名 株式インデックスファンド225）の平成19年10月24日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

みずほ投信投資顧問株式会社（旧社名 第一勧業アセットマネジメント株式会社）及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)上記は、当社が監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[委託会社の監査報告書（前期）へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成19年6月15日

第一勧業アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本監査法人

代表社員	公認会計士	成澤 和己 印
業務執行社員		
代表社員	公認会計士	樽本 修平 印
業務執行社員		

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている第一勧業アセットマネジメント株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第44期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、第一勧業アセットマネジメント株式会社の平成19年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)上記は、当社が監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。